

基本構想の変更原案作成の考え方

第13回協議会において意見聴取する基本構想

[ターミナル地区以外の地区]

- | | |
|--------------------|---------|
| ○日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区 | ○西九条地区 |
| ○海老江・野田阪神地区 | ○喜連瓜破地区 |
| ○関目地区 | ○駒川中野地区 |

<目次>

○基本構想に基づく特定事業の実施状況	2
6地区共通の特定事業の実施状況	2
各地区における特定事業の実施状況.....	4
○地区の概要	24
各地区における地区の概要	28
○地区における重点整備地区の区域設定	35
全地区共通の重点整備地区の区域設定	35
各地区における重点整備地区の区域設定	36
○生活関連施設及び生活関連経路の設定	46
6地区共通の生活関連施設設定	48
6地区共通の生活関連経路設定	50
各地区における生活関連施設及び生活関連経路の設定	51
○整備等の内容(鉄道施設、道路・交差点等)	63
6地区共通の整備等の内容(鉄道施設)	65
6地区共通の整備等の内容(道路・交差点等)	69
各地区における整備等の内容.....	70
○基本構想骨子と変更後各地区基本構想の対比表(目次ベース)	79

○基本構想に基づく特定事業の実施状況

6地区共通の特定事業の実施状況

現行の各地区基本構想に基づく特定事業等の実施状況について、評価を行った。

【事業種別】

- **特定事業**: 関係する事業者等に特定事業計画の作成と事業実施の義務が課せられる事業
 - ・公共交通特定事業（駅舎、鉄道車両）
 - ・道路特定事業（道路）
 - ・交通安全特定事業（交差点）
- **その他の事業等**: 各地区の特性等を踏まえ定めたバリアフリー化に係る事業
(ノンステップバスの導入、立体横断施設・バスターミナルのバリアフリー化等)

【評価の時点】

令和3年3月末の事業の進捗状況

【評価の概要】

評価を行った特定事業のうち駅舎及び道路については、次のとおり、進捗率に応じた段階評価を含めて評価を行っている。

なお、段階評価は進捗率に応じ、以下の5段階とした。

段階評価	進捗率(2003年基準※)
A:整備済み	100%
B:概ね整備済み	90%以上 100%未満
C:整備が比較的進んでいる	70%以上 90%未満
D:整備が比較的進んでいない	50%以上 70%未満
E:整備が進んでいない	50%未満

(※) 本評価は、基本構想策定時の整備基準に基づく事業の実施状況を示しています。

評価の時点は、令和3年3月末の事業の進捗状況です。

第13回協議会において意見聴取する6地区の評価の概要

● 駅舎

- ・日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区、海老江・野田阪神地区、関目地区、西九条地区、喜連瓜破地区、駒川中野地区は全整備項目が「A:整備済み」である。
- ・整備が一定の水準まで進んでおり、高齢者、障がい者等の移動等に係る身体の負担の軽減が図られている。
- ・主な整備項目及び整備内容は次のとおり。
 - ・視覚障がい者誘導用ブロック 車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設
 - ・エレベーター ホームから公用通路まで1以上の経路の確保

- ・トイレ 車いす対応トイレの設置

- 道路

- ・進捗状況は次のとおり(視覚障がい者誘導用ブロックの整備率[延長ベース]による評価)

日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区:整備率が99%で「B:概ね整備済み」

海老江・野田阪神地区:整備率が97%で「B:概ね整備済み」

関目地区:整備率:78%で「C:整備が比較的進んでいる」

西九条地区:整備率が73%で「C:整備が比較的進んでいる」

喜連瓜破地区:整備率が84%で「C:整備が比較的進んでいる」

駒川中野地区:整備率が80%で「C:整備が比較的進んでいる」

- ・全て整備済みとはなっていないが、整備は進展し、道路のバリアフリー化整備が着実に行われている。

評価を行った特定事業のうち交差点については、進捗状況及び評価は次のとおり。

- 交差点

- ・主要な経路上にある必要な交差点で、音響信号機等の設置が完了している。

- ・基本構想策定当時と比べ、高齢者、障がい者等が道路を横断するにあたっての安全性が確保されている。

次頁以降に各地区における基本構想に基づく特定事業の実施状況を示す。

【日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区】

各地区における特定事業の実施状況

I-4 基本構想に基づく特定事業の実施状況

基本構想に基づき、駅舎や駅周辺の主要な施設に至る道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進してきました。これまで、各事業者に対してバリアフリー化整備が義務付けられた特定事業（公共交通（駅舎、鉄道車両）、道路、及び交通安全（交差点））について、進捗状況を毎年把握し、公表してきたところですが、特定事業を中心に基本構想に掲げられたバリアフリー化整備の実施等について、調査、分析及び評価を行いました。評価を行った特定事業のうち駅舎、道路、及び交差点の進捗状況、評価は次のとおりです。

なお、駅舎及び道路の段階評価は進捗率に応じ、次の5段階としました。

段階評価	進捗率(2003年基準(※))
A:整備済み	100%
B:概ね整備済み	90%以上 100%未満
C:整備が比較的進んでいる	70%以上 90%未満
D:整備が比較的進んでいない	50%以上 70%未満
E:整備が進んでいない	50%未満

(※) 本評価は、基本構想策定時の整備基準に基づく事業の実施状況を示しています。

評価の時点は、令和3年3月末の事業の進捗状況です。

(I) 駅舎の進捗状況及び評価

駅舎（対象：6駅^{※1}）の整備内容及び進捗状況は次のとおりです。

[上段：整備駅数 中段：整備駅の割合 下段：評価]

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
1	視覚障がい者 誘導用ブロック	車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	3駅 50% D	3駅 50% D	6駅 100% A
2	音案内	視覚障がい者誘導用ブロックの 敷設位置に合わせ、音案内の提 供を検討 ^{※2}	0駅 0% —	0駅 0% —	0駅 0% —
3	案内・誘導	駅舎内での一貫した連続性のあ る案内・誘導及び乗り換えや周 辺施設等への案内に努める	2駅 33% E	2駅 33% E	6駅 100% A

【日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区】

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
3	案内・誘導	異常時に改札付近等で掲示を行う	6駅 100% A	6駅 100% A	6駅 100% A
4	券売機	車いす使用者に配慮した蹴込みの構造等の検討。それ以外の細部の仕様は更新時期等に合わせ整備に努める※2	0駆 0% —	0駆 0% —	5駆 83% —
5	改札口	拡幅改札口の設置	6駆 100% A	6駆 100% A	6駆 100% A
6	エレベーター	ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保	6駆 100% A	6駆 100% A	6駆 100% A
		乗り換え経路の確保	6駆 100% A	6駆 100% A	6駆 100% A
7	階段	階段の手すりに、行先を点字で表示	6駆 100% A	6駆 100% A	6駆 100% A
		踏面端部が容易に識別できるよう配慮する	1駆 17% E	1駆 17% E	6駆 100% A
8	ホームにおける列車の案内	列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	4駆 67% D	4駆 67% D	6駆 100% A
9	車両とホームとの隙間・段差	ホーム構造や車両構造について検討を行う※2	0駆 0% —	0駆 0% —	2駆 33% —
		渡り板を配備	6駆 100% A	6駆 100% A	6駆 100% A
10	ホームにおける安全対策	ホーム縁端付近に連続して警告ブロックを敷設	6駆 100% A	6駆 100% A	6駆 100% A

【日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区】

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
10	ホームにおける安全対策	線路側とホーム内側の区別が出来る工夫をする	1駅 17% E	1駅 17% E	6駅 100% A
		線路側外のプラットホーム両端に警告ブロックを敷設	3駅 50% D	3駅 50% D	6駅 100% A
11	トイレ	車いす対応トイレの設置	4駅 67% D	4駅 67% D	6駅 100% A
		今後設置するトイレの多機能化	1駅 17% E	1駅 17% E	6駅 100% A

※1 近鉄:近鉄日本橋駅、Osaka Metro:日本橋駅(千日前線、堺筋線)、近鉄:大阪上本町駅、Osaka Metro:谷町九丁目駅(谷町線、千日前線)

特定事業計画の進捗状況の報告駅別(Osaka Metroについて路線別)で集計

※2 整備内容が「検討」となっているため、整備駅数、整備駅の割合は参考値

対象となる6駅において整備済み(評価 A)となっているものは、目標年である平成 23(2011) 年3月末時点で7事業だったものが、令和3(2021)年3月末時点では15事業となっています。

その結果、全駅において、エレベーター等の設置により段差を解消し、拡幅改札口が設置された経路(バリアフリールート)が少なくとも1経路は確保されるとともに、鉄軌道駅間の乗り換え経路についても、バリアフリールートが1経路以上確保されています。また、階段手すりの行先の点字表示、階段踏面端部の識別への配慮、ホームにおける渡り板の配備、ホーム端部における連続した警告ブロックの敷設、車いす対応トイレ(バリアフリートイレ)についても、全駅において整備済み(評価 A)となっています。

このように、基本構想を作成した時点では検討事項となっていた事業について整備が完了していない駅舎があるものの、基本構想を作成した当時(平成 16(2004)年4月時点)に比べると、大幅にバリアフリー化されており、高齢者、障がい者等の鉄軌道による移動にあたり必要とされる整備が一定の水準まで進んでいる状況にあることから、高齢者、障がい者等の移動等に係る身体の負担の軽減が図られています。

(2)道路の進捗状況及び評価

道路の整備内容は、歩道の段差解消・勾配修正・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などであり、進捗状況は次のとおりです。

[上段:整備延長※1 中段:整備率 下段:評価]

【日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区】

地区名	主要な経路の延長	H18.4時点	H23.3時点	R3.3時点
日本橋	4.31km	1.72km 40% E	3.37km 78% C	4.26km 99% B
上本町・谷町九丁目				

※I 視覚障がい者誘導用ブロックの設置延長

令和3(2021)年3月末時点でB評価であり整備済みとはなっていないが、整備延長は向上し、道路のバリアフリー化整備が着実に行われており、高齢者や障がい者等の歩行環境の改善が図られています。

現在、主要な経路のうち未整備となっている区間には、上之宮学園南通線のように幅員が狭く視覚障がい者誘導用ブロックを敷設できない区間があります。

(3)交差点の進捗状況及び評価

基本構想における主要な経路を対象とした整備内容は主に次のとおりで、継続的に実施する違法駐車等を防止するための事業を除き、平成23(2011)年3月末までに整備が完了しています。なお、違法駐車行為の防止に係る事業については、警察官の取締り活動に加え、駐車監視員による放置車両の確認事務を行うなど、継続的に行ってています。

- ・主要な経路上にある必要な交差点における、既設信号機への音響信号機(視覚障がい者用附加装置、音響式歩行者誘導附加装置等)の整備
- ・高齢者や身体障がい者等が通常の横断に要する歩行者用信号秒数の確保
- ・反射材等を用いた高輝度道路標識、道路標示の設置
- ・移動円滑化を阻害する違法駐車等を防止するための事業を重点的に推進
- ・必要な既設信号機への歩行者用信号灯器の設置・増設

計画どおり整備が完了したことにより、交差点のバリアフリー化が図られ、基本構想を作成した当時(平成16(2004)年4月時点)に比べ、高齢者、障がい者等が道路を横断するにあたっての安全性が確保されています。

I-4 基本構想に基づく特定事業の実施状況

基本構想に基づき、駅舎や駅周辺の主要な施設に至る道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進してきました。これまで、各事業者に対してバリアフリー化整備が義務付けられた特定事業（公共交通（駅舎、鉄道車両）、道路、及び交通安全（交差点））について、進捗状況を毎年把握し、公表してきたところですが、特定事業を中心に基本構想に掲げられたバリアフリー化整備の実施等について、調査、分析及び評価を行いました。評価を行った特定事業のうち駅舎、道路、及び交差点の進捗状況、評価は次のとおりです。

なお、駅舎及び道路の段階評価は進捗率に応じ、次の5段階としました。

段階評価	進捗率（2003年基準（※））
A:整備済み	100%
B:概ね整備済み	90%以上 100%未満
C:整備が比較的進んでいる	70%以上 90%未満
D:整備が比較的進んでいない	50%以上 70%未満
E:整備が進んでいない	50%未満

（※）本評価は、基本構想策定時の整備基準に基づく事業の実施状況を示しています。

評価の時点は、令和3年3月末の事業の進捗状況です。

(I) 駅舎の進捗状況及び評価

駅舎（対象：3駅_{※1}）の整備内容及び進捗状況は次のとおりです。

[上段：整備駅数 中段：整備駅の割合 下段：評価]

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
1	視覚障がい者誘導用ブロック	車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	1駅 33% E	3駅 100% A	3駅 100% A
2	音案内	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音案内の提供を検討 ^{※2}	0駆 0% —	1駆 33% —	2駆 67% —
3	案内・誘導	駅舎内での一貫した連続性のある案内・誘導及び乗り換えや周辺施設等への案内に努める	0駆 0% E	1駆 33% E	3駆 100% A
		異常時に改札付近等で掲示を行う	3駆 100% A	3駆 100% A	3駆 100% A

【海老江・野田阪神地区】

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
4	券売機	車いす使用者に配慮した蹴込みの構造等の検討。それ以外の細部の仕様は更新時期等に合わせ整備に努める※2	0駅 0% —	1駅 33% —	1駅 33% —
5	改札口	拡幅改札口の設置	3駅 100% A	3駅 100% A	3駅 100% A
6	エレベーター	ホームから公用通路まで1以上の経路の確保	3駅 100% A	3駅 100% A	3駅 100% A
		乗り換え経路の確保	3駅 100% A	3駅 100% A	3駅 100% A
7	階段	階段の手すりに、行先を点字で表示	3駅 100% A	3駅 100% A	3駅 100% A
		踏面端部が容易に識別できるように配慮する	1駅 33% E	2駆 67% D	3駅 100% A
8	ホームにおける列車の案内	列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	2駆 67% D	3駆 100% A	3駆 100% A
9	車両とホームとの隙間・段差	ホーム構造や車両構造について検討を行う※2	0駅 0% —	0駅 0% —	1駆 33% —
		渡り板を配備	3駆 100% A	3駆 100% A	3駆 100% A
10	ホームにおける安全対策	ホーム縁端付近に連続して警告ブロックを敷設	3駆 100% A	3駆 100% A	3駆 100% A
		線路側とホーム内側の区別ができる工夫をする	0駅 0% E	2駆 67% D	3駆 100% A

【海老江・野田阪神地区】

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
10	ホームにおける安全対策	線路側外のプラットホーム両端に警告ブロックを敷設	2駅 67% D	3駅 100% A	3駅 100% A
11	トイレ	車いす対応トイレの設置	3駅 100% A	3駅 100% A	3駅 100% A
		今後設置するトイレの多機能化	1駅 33% E	2駅 67% D	3駅 100% A

※1 JR 西日本:海老江駅、阪神:野田駅、Osaka Metro:野田阪神駅

※2 整備内容が「検討」となっているため、整備駅数、整備駅の割合は参考値

対象となる3駅において整備済み(評価 A)となっているものは、目標年である平成 23(2011) 年3月末時点で11事業だったものが、令和3(2021)年3月末時点では15事業となっています。

その結果、全駅において、エレベーター等の設置により段差を解消し、拡幅改札口が設置された経路(バリアフリールート)が少なくとも1経路は確保されるとともに、鉄軌道駅間の乗り換え経路についても、バリアフリールートが1経路以上確保されています。また、階段手すりの行先の点字表示、階段踏面端部の識別への配慮、ホームにおける渡り板の配備、ホーム端部における連続した警告ブロックの敷設、車いす対応トイレ(バリアフリートイレ)についても、全駅において整備済み(評価 A)となっています。

このように、基本構想を作成した時点では検討事項となっていた事業について整備が完了していない駅舎があるものの、基本構想を作成した当時(平成 16(2004)年4月時点)に比べると、大幅にバリアフリー化されており、高齢者、障がい者等の鉄軌道による移動にあたり必要とされる整備が一定の水準まで進んでいる状況にあることから、高齢者、障がい者等の移動等に係る身体の負担の軽減が図られています。

(2)道路の進捗状況及び評価

道路の整備内容は、歩道の段差解消・勾配修正・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などであり、進捗状況は次のとおりです。

[上段:整備延長*1 中段:整備率 下段:評価]

地区名	主要な経路の延長	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
海老江・野田阪神	3.72km	0.88km 24% E	3.42km 92% B	3.61km 97% B

※1 視覚障がい者誘導用ブロックの設置延長

【海老江・野田阪神地区】

令和3(2021)年3月末時点でB評価であり整備済みとはなっていないが、整備延長は向上し、道路のバリアフリー化整備が着実に行われており、高齢者や障がい者等の歩行環境の改善が図られています。

現在、主要な経路のうち未整備となっている区間には、福島区第111号線のように歩道がない区間があります。

(3)交差点の進捗状況及び評価

基本構想における主要な経路を対象とした整備内容は主に次のとおりで、継続的に実施する違法駐車等を防止するための事業を除き、平成23(2011)年3月末までに整備が完了しています。なお、違法駐車行為の防止に係る事業については、警察官の取締り活動に加え、駐車監視員による放置車両の確認事務を行うなど、継続的に行ってています。

- ・主要な経路上にある必要な交差点における、既設信号機への音響信号機(視覚障がい者用付加装置、音響式歩行者誘導付加装置等)の整備
- ・高齢者や身体障がい者等が通常の横断に要する歩行者用信号秒数の確保
- ・反射材等を用いた高輝度道路標識、道路標示の設置
- ・移動円滑化を阻害する違法駐車等を防止するための事業を重点的に推進
- ・必要な既設信号機への歩行者用信号灯器の設置・増設

計画どおり整備が完了したことにより、交差点のバリアフリー化が図られ、基本構想を作成した当時(平成16(2004)年4月時点)に比べ、高齢者、障がい者等が道路を横断するにあたっての安全性が確保されています。

I-4 基本構想に基づく特定事業の実施状況

基本構想に基づき、駅舎や駅周辺の主要な施設に至る道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進してきました。これまで、各事業者に対してバリアフリー化整備が義務付けられた特定事業（公共交通（駅舎、鉄道車両）、道路、及び交通安全（交差点））について、進捗状況を毎年把握し、公表してきたところですが、特定事業を中心に基本構想に掲げられたバリアフリー化整備の実施等について、調査、分析及び評価を行いました。評価を行った特定事業のうち駅舎、道路、及び交差点の進捗状況、評価は次のとおりです。

なお、駅舎及び道路の段階評価は進捗率に応じ、次の5段階としました。

段階評価	進捗率（2003年基準（※））
A:整備済み	100%
B:概ね整備済み	90%以上 100%未満
C:整備が比較的進んでいる	70%以上 90%未満
D:整備が比較的進んでいない	50%以上 70%未満
E:整備が進んでいない	50%未満

（※）本評価は、基本構想策定時の整備基準に基づく事業の実施状況を示しています。

評価の時点は、令和3年3月末の事業の進捗状況です。

(I) 駅舎の進捗状況及び評価

駅舎（対象：2駅_{※1}）の整備内容及び進捗状況は次のとおりです。

[上段：整備駅数 中段：整備駅の割合 下段：評価]

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
1	視覚障がい者誘導用ブロック	車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A
2	音案内	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音案内の提供を検討 ^{※2}	0駅 0% —	0駅 0% —	1駅 50% —
3	案内・誘導	駅舎内での一貫した連続性のある案内・誘導及び乗り換えや周辺施設等への案内に努める	1駅 50% D	1駅 50% D	2駅 100% A
		異常時に改札付近等で掲示を行う	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A

【関目地区】

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
4	券売機	車いす使用者に配慮した蹴込みの構造等の検討。それ以外の細部の仕様は更新時期等に合わせ整備に努める※2	0駅 0% —	0駅 0% —	0駅 0% —
5	改札口	拡幅改札口の設置	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A
6	エレベーター	ホームから公用通路まで1以上の経路の確保	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A
		乗り換え経路の確保	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A
7	階段	階段の手すりに、行先を点字で表示	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A
		踏面端部が容易に識別できるように配慮する	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A
8	ホームにおける列車の案内	列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	1駅 50% D	2駅 100% A	2駅 100% A
9	車両とホームとの隙間・段差	ホーム構造や車両構造について検討を行う※2	0駅 0% —	0駅 0% —	0駅 0% —
		渡り板を配備	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A
10	ホームにおける安全対策	ホーム縁端付近に連続して警告ブロックを敷設	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A
		線路側とホーム内側の区別ができる工夫をする	1駆 50% D	2駆 100% A	2駆 100% A

【関目地区】

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
10	ホームにおける安全対策	線路側外のプラットホーム両端に警告ブロックを敷設	1駅 50% D	2駅 100% A	2駅 100% A
11	トイレ	車いす対応トイレの設置	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A
		今後設置するトイレの多機能化	0駅 0% E	0駅 0% E	2駅 100% A

※1 京阪:関目駅、Osaka Metro:関目高殿駅

※2 整備内容が「検討」となっているため、整備駅数、整備駅の割合は参考値

対象となる2駅において整備済み(評価 A)となっているものは、目標年である平成 23(2011) 年3月末時点で13事業だったものが、令和3(2021)年3月末時点では15事業となっています。

その結果、全駅において、エレベーター等の設置により段差を解消し、拡幅改札口が設置された経路(バリアフリールート)が少なくとも1経路は確保されるとともに、鉄軌道駅間の乗り換え経路についても、バリアフリールートが1経路以上確保されています。また、階段手すりの行先の点字表示、階段踏面端部の識別への配慮、ホームにおける渡り板の配備、ホーム端部における連続した警告ブロックの敷設、車いす対応トイレ(バリアフリートイレ)についても、全駅において整備済み(評価 A)となっています。

このように、基本構想を作成した時点では検討事項となっていた事業について整備が完了していない駅舎があるものの、基本構想を作成した当時(平成17(2005)年4月時点)に比べると、大幅にバリアフリー化されており、高齢者、障がい者等の鉄軌道による移動にあたり必要とされる整備が一定の水準まで進んでいる状況にあることから、高齢者、障がい者等の移動等に係る身体の負担の軽減が図られています。

(2)道路の進捗状況及び評価

道路の整備内容は、歩道の段差解消・勾配修正・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などであり、進捗状況は次のとおりです。

[上段:整備延長*1 中段:整備率 下段:評価]

地区名	主要な経路の延長	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
関目	2.76km	0.17km 6% E	1.97km 71% C	2.16km 78% C

※1 視覚障がい者誘導用ブロックの設置延長

【関目地区】

令和3(2021)年3月末時点でC評価であり整備済みとはなっていないが、整備延長は向上し、道路のバリアフリー化整備が着実に行われており、高齢者や障がい者等の歩行環境の改善が図られています。

現在、主要な経路のうち未整備となっている区間には、旭区第1535号線のように歩道がない区間などがあります。

(3)交差点の進捗状況及び評価

基本構想における主要な経路を対象とした整備内容は主に次のとおりで、継続的に実施する違法駐車等を防止するための事業を除き、平成23(2011)年3月末までに整備が完了しています。なお、違法駐車行為の防止に係る事業については、警察官の取締り活動に加え、駐車監視員による放置車両の確認事務を行うなど、継続的に行っています。

- ・主要な経路上にある必要な交差点における、既設信号機への音響信号機(視覚障がい者用付加装置、音響式歩行者誘導付加装置等)の整備
- ・高齢者や身体障がい者等が通常の横断に要する歩行者用信号秒数の確保
- ・反射材等を用いた高輝度道路標識、道路標示の設置
- ・移動円滑化を阻害する違法駐車等を防止するための事業を重点的に推進
- ・必要な既設信号機への歩行者用信号灯器の設置・増設

計画どおり整備が完了したことにより、交差点のバリアフリー化が図られ、基本構想を作成した当時(平成16(2004)年4月時点)に比べ、高齢者、障がい者等が道路を横断するにあたっての安全性が確保されています。

I-4 基本構想に基づく特定事業の実施状況

基本構想に基づき、駅舎や駅周辺の主要な施設に至る道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進してきました。これまで、各事業者に対してバリアフリー化整備が義務付けられた特定事業（公共交通（駅舎、鉄道車両）、道路、及び交通安全（交差点））について、進捗状況を毎年把握し、公表してきたところですが、特定事業を中心に基本構想に掲げられたバリアフリー化整備の実施等について、調査、分析及び評価を行いました。評価を行った特定事業のうち駅舎、道路、及び交差点の進捗状況、評価は次のとおりです。

なお、駅舎及び道路の段階評価は進捗率に応じ、次の5段階としました。

段階評価	進捗率（2003年基準（※））
A:整備済み	100%
B:概ね整備済み	90%以上 100%未満
C:整備が比較的進んでいる	70%以上 90%未満
D:整備が比較的進んでいない	50%以上 70%未満
E:整備が進んでいない	50%未満

（※）本評価は、基本構想策定時の整備基準に基づく事業の実施状況を示しています。

評価の時点は、令和3年3月末の事業の進捗状況です。

(I) 駅舎の進捗状況及び評価

駅舎（対象：2駅^{※1}）の整備内容及び進捗状況は次のとおりです。

[上段：整備駅数 中段：整備駅の割合 下段：評価]

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
1	視覚障がい者誘導用ブロック	車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	1駅 50% D	2駅 100% A	2駅 100% A
2	音案内	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音案内の提供を検討 ^{※2}	0駅 0% —	1駆 50% —	2駆 100% —
3	案内・誘導	駅舎内での一貫した連続性のある案内・誘導及び乗り換えや周辺施設等への案内に努める	0駅 0% E	1駆 50% D	2駆 100% A
		異常時に改札付近等で掲示を行う	2駅 100% A	2駆 100% A	2駆 100% A

【西九条地区】

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
4	券売機	車いす使用者に配慮した蹴込みの構造等の検討。それ以外の細部の仕様は更新時期等に合わせ整備に努める※2	0駅 0% —	1駅 50% —	1駅 50% —
5	改札口	拡幅改札口の設置	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A
6	エレベーター	ホームから公用通路まで1以上の経路の確保	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A
		乗り換え経路の確保	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A
7	階段	階段の手すりに、行先を点字で表示	1駆 50% D	2駆 100% A	2駆 100% A
		踏面端部が容易に識別できるように配慮する	1駆 50% D	1駆 50% D	2駆 100% A
8	ホームにおける列車の案内	列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	1駆 50% D	2駆 100% A	2駆 100% A
9	車両とホームとの隙間・段差	ホーム構造や車両構造について検討を行う※2	0駆 0% —	0駆 0% —	0駆 0% —
		渡り板を配備	2駆 100% A	2駆 100% A	2駆 100% A
10	ホームにおける安全対策	ホーム縁端付近に連続して警告ブロックを敷設	2駆 100% A	2駆 100% A	2駆 100% A
		線路側とホーム内側の区別ができる工夫をする	0駆 0% E	1駆 50% D	2駆 100% A

【西九条地区】

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
10	ホームにおける安全対策	線路側外のプラットホーム両端に警告ブロックを敷設	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A
11	トイレ	車いす対応トイレの設置	2駅 100% A	2駅 100% A	2駅 100% A
		今後設置するトイレの多機能化	1駅 50% D	1駅 50% D	2駅 100% A

※1 JR 西日本:西九条駅、阪神:西九条駅

※2 整備内容が「検討」となっているため、整備駅数、整備駅の割合は参考値

対象となる2駅において整備済み(評価 A)となっているものは、目標年である平成 23(2011) 年3月末時点で11事業だったものが、令和3(2021)年3月末時点では15事業となっています。

その結果、全駅において、エレベーター等の設置により段差を解消し、拡幅改札口が設置された経路(バリアフリールート)が少なくとも1経路は確保されるとともに、鉄軌道駅間の乗り換え経路についても、バリアフリールートが1経路以上確保されています。また、階段手すりの行先の点字表示、階段踏面端部の識別への配慮、ホームにおける渡り板の配備、ホーム端部における連続した警告ブロックの敷設、車いす対応トイレ(バリアフリートイレ)についても、全駅において整備済み(評価 A)となっています。

このように、基本構想を作成した時点では検討事項となっていた事業について整備が完了していない駅舎があるものの、基本構想を作成した当時(平成17(2005)年4月時点)に比べると、大幅にバリアフリー化されており、高齢者、障がい者等の鉄軌道による移動にあたり必要とされる整備が一定の水準まで進んでいる状況にあることから、高齢者、障がい者等の移動等に係る身体の負担の軽減が図られています。

(2)道路の進捗状況及び評価

道路の整備内容は、歩道の段差解消・勾配修正・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などであり、進捗状況は次のとおりです。

[上段:整備延長※1 中段:整備率 下段:評価]

地区名	主要な経路の延長	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
西九条	1.03km	0.23km 22% E	0.23km 22% E	0.75km 73% C

※1 視覚障がい者誘導用ブロックの設置延長

【西九条地区】

令和3(2021)年3月末時点でC評価であり整備済みとはなっていないが、整備延長は向上し、道路のバリアフリー化整備が着実に行われており、高齢者や障がい者等の歩行環境の改善が図られています。

現在、主要な経路のうち未整備となっている区間には、逆川西岸線のように歩道がない区間などがあります。

(3)交差点の進捗状況及び評価

基本構想における主要な経路を対象とした整備内容は主に次のとおりで、継続的に実施する違法駐車等を防止するための事業を除き、平成23(2011)年3月末までに整備が完了しています。なお、違法駐車行為の防止に係る事業については、警察官の取締り活動に加え、駐車監視員による放置車両の確認事務を行うなど、継続的に行っています。

- ・主要な経路上にある必要な交差点における、既設信号機への音響信号機(視覚障がい者用付加装置、音響式歩行者誘導付加装置等)の整備
- ・高齢者や身体障がい者等が通常の横断に要する歩行者用信号秒数の確保
- ・反射材等を用いた高輝度道路標識、道路標示の設置
- ・移動円滑化を阻害する違法駐車等を防止するための事業を重点的に推進
- ・必要な既設信号機への歩行者用信号灯器の設置・増設

計画どおり整備が完了したことにより、交差点のバリアフリー化が図られ、基本構想を作成した当時(平成17(2005)年4月時点)に比べ、高齢者、障がい者等が道路を横断するにあたっての安全性が確保されています。

I-4 基本構想に基づく特定事業の実施状況

基本構想に基づき、駅舎や駅周辺の主要な施設に至る道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進してきました。これまで、各事業者に対してバリアフリー化整備が義務付けられた特定事業（公共交通（駅舎、鉄道車両）、道路、及び交通安全（交差点））について、進捗状況を毎年把握し、公表してきたところですが、特定事業を中心に基本構想に掲げられたバリアフリー化整備の実施等について、調査、分析及び評価を行いました。評価を行った特定事業のうち駅舎、道路、及び交差点の進捗状況、評価は次のとおりです。

なお、駅舎及び道路の段階評価は進捗率に応じ、次の5段階としました。

段階評価	進捗率（2003年基準（※））
A:整備済み	100%
B:概ね整備済み	90%以上 100%未満
C:整備が比較的進んでいる	70%以上 90%未満
D:整備が比較的進んでいない	50%以上 70%未満
E:整備が進んでいない	50%未満

（※）本評価は、基本構想策定時の整備基準に基づく事業の実施状況を示しています。

評価の時点は、令和3年3月末の事業の進捗状況です。

(I) 駅舎の進捗状況及び評価

駅舎（対象：I 駅_{※1}）の整備内容及び進捗状況は次のとおりです。

[上段：整備駅数 中段：整備駅の割合 下段：評価]

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
1	視覚障がい者誘導用ブロック	車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	1駅 100% A	1駅 100% A	1駅 100% A
2	音案内	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音案内の提供を検討 ^{※2}	0駅 0% —	0駅 0% —	0駅 0% —
3	案内・誘導	駅舎内での一貫した連続性のある案内・誘導及び乗り換えや周辺施設等への案内に努める	0駅 0% E	0駅 0% E	1駅 100% A
		異常時に改札付近等で掲示を行う	1駅 100% A	1駅 100% A	1駅 100% A

【喜連瓜破地区】

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
4	券売機	車いす使用者に配慮した蹴込みの構造等の検討。それ以外の細部の仕様は更新時期等に合わせ整備に努める※2	0 駅 0% —	0 駅 0% —	0 駅 0% —
5	改札口	拡幅改札口の設置	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
6	エレベーター	ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
		乗り換え経路の確保	—	—	—
7	階段	階段の手すりに、行先を点字で表示	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
		踏面端部が容易に識別できるように配慮する	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
8	ホームにおける列車の案内	列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
9	車両とホームとの隙間・段差	ホーム構造や車両構造について検討を行う※2	0 駅 0% —	0 駅 0% —	0 駅 0% —
		渡り板を配備	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
10	ホームにおける安全対策	ホーム縁端付近に連続して警告ブロックを敷設	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
		線路側とホーム内側の区別ができる工夫をする	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
		線路側外のプラットホーム両端に警告ブロックを敷設	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A

【喜連瓜破地区】

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
II	トイレ	車いす対応トイレの設置	1駅 100% A	1駅 100% A	1駅 100% A
		今後設置するトイレの多機能化	0駅 0% E	0駅 0% E	1駅 100% A

※1 Osaka Metro:喜連瓜破駅

※2 整備内容が「検討」となっているため、整備駅数、整備駅の割合は参考値

対象となる1駅において整備済み(評価A)となっているものは、目標年である平成23(2011)年3月末時点で12事業だったものが、令和3(2021)年3月末時点では14事業となっています。

その結果、エレベーター等の設置により段差を解消し、拡幅改札口が設置された経路(バリアフリールート)が少なくとも1経路は確保されるとともに、階段手すりの行先の点字表示、階段踏面端部の識別への配慮、ホームにおける渡り板の配備、ホーム端部における連続した警告ブロックの敷設、車いす対応トイレ(バリアフリートイレ)についても、整備済み(評価A)となっています。

このように、基本構想を作成した時点では検討事項となっていた事業について整備が完了していない駅舎があるものの、基本構想を作成した当時(平成17(2005)年4月時点)に比べると、大幅にバリアフリー化されており、高齢者、障がい者等の鉄軌道による移動にあたり必要とされる整備が一定の水準まで進んでいる状況にあることから、高齢者、障がい者等の移動等に係る身体の負担の軽減が図られています。

(2)道路の進捗状況及び評価

道路の整備内容は、歩道の段差解消・勾配修正・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などであり、進捗状況は次のとおりです。

[上段:整備延長*1 中段:整備率 下段:評価]

地区名	主要な経路 の延長	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
喜連瓜破	1.89km	0.57km 30% E	0.85km 45% E	1.58km 84% C

※1 視覚障がい者誘導用ブロックの設置延長

令和3(2021)年3月末時点でC評価であり整備済みとはなっていないが、整備延長は向上し、道路のバリアフリー化整備が着実に行われており、高齢者や障がい者等の歩行環境の改善が図られています。

現在、主要な経路のうち未整備となっている区間には、瓜破第43号線のように歩道がない区間などがあります。

(3) 交差点の進捗状況及び評価

基本構想における主要な経路を対象とした整備内容は主に次のとおりで、継続的に実施する違法駐車等を防止するための事業を除き、平成23(2011)年3月末までに整備が完了しています。なお、違法駐車行為の防止に係る事業については、警察官の取締り活動に加え、駐車監視員による放置車両の確認事務を行うなど、継続的に行っています。

- ・主要な経路上にある必要な交差点における、既設信号機への音響信号機（視覚障がい者用付加装置、音響式歩行者誘導付加装置等）の整備
- ・高齢者や身体障がい者等が通常の横断に要する歩行者用信号秒数の確保
- ・反射材等を用いた高輝度道路標識、道路標示の設置
- ・移動円滑化を阻害する違法駐車等を防止するための事業を重点的に推進
- ・必要な既設信号機への歩行者用信号灯器の設置・増設

計画どおり整備が完了したことにより、交差点のバリアフリー化が図られ、基本構想を作成した当時（平成17（2005）年4月時点）に比べ、高齢者、障がい者等が道路を横断するにあたっての安全性が確保されています。

I-4 基本構想に基づく特定事業の実施状況

基本構想に基づき、駅舎や駅周辺の主要な施設に至る道路等の重点的かつ一体的なバリアフリー化を推進してきました。これまで、各事業者に対してバリアフリー化整備が義務付けられた特定事業（公共交通（駅舎、鉄道車両）、道路、及び交通安全（交差点））について、進捗状況を毎年把握し、公表してきたところですが、特定事業を中心に基本構想に掲げられたバリアフリー化整備の実施等について、調査、分析及び評価を行いました。評価を行った特定事業のうち駅舎、道路、及び交差点の進捗状況、評価は次のとおりです。

なお、駅舎及び道路の段階評価は進捗率に応じ、次の5段階としました。

段階評価	進捗率（2003年基準（※））
A:整備済み	100%
B:概ね整備済み	90%以上 100%未満
C:整備が比較的進んでいる	70%以上 90%未満
D:整備が比較的進んでいない	50%以上 70%未満
E:整備が進んでいない	50%未満

（※）本評価は、基本構想策定時の整備基準に基づく事業の実施状況を示しています。

評価の時点は、令和3年3月末の事業の進捗状況です。

(I) 駅舎の進捗状況及び評価

駅舎（対象：I 駅_{※1}）の整備内容及び進捗状況は次のとおりです。

[上段：整備駅数 中段：整備駅の割合 下段：評価]

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
1	視覚障がい者誘導用ブロック	車両の乗降口から公共通路までの移動動線上に敷設	1駅 100% A	1駅 100% A	1駅 100% A
2	音案内	視覚障がい者誘導用ブロックの敷設位置に合わせ、音案内の提供を検討 ^{※2}	0駅 0% —	0駅 0% —	0駅 0% —
3	案内・誘導	駅舎内での一貫した連続性のある案内・誘導及び乗り換えや周辺施設等への案内に努める	0駅 0% E	0駅 0% E	1駅 100% A
		異常時に改札付近等で掲示を行う	1駅 100% A	1駅 100% A	1駅 100% A

【駒川中野地区】

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
4	券売機	車いす使用者に配慮した蹴込みの構造等の検討。それ以外の細部の仕様は更新時期等に合わせ整備に努める※2	0 駅 0% —	0 駅 0% —	0 駅 0% —
5	改札口	拡幅改札口の設置	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
6	エレベーター	ホームから公共用通路まで1以上の経路の確保	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
		乗り換え経路の確保	—	—	—
7	階段	階段の手すりに、行先を点字で表示	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
		踏面端部が容易に識別できるように配慮する	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
8	ホームにおける列車の案内	列車の行先・接近・出発に関する情報を文字及び音案内で提供	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
9	車両とホームとの隙間・段差	ホーム構造や車両構造について検討を行う※2	0 駅 0% —	0 駅 0% —	0 駅 0% —
		渡り板を配備	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
10	ホームにおける安全対策	ホーム縁端付近に連続して警告ブロックを敷設	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
		線路側とホーム内側の区別ができる工夫をする	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A
		線路側外のプラットホーム両端に警告ブロックを敷設	1 駅 100% A	1 駅 100% A	1 駅 100% A

【駒川中野地区】

	整備項目	整備内容	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
II	トイレ	車いす対応トイレの設置	1駅 100% A	1駅 100% A	1駅 100% A
		今後設置するトイレの多機能化	0駅 0% E	0駅 0% E	1駅 100% A

※1 Osaka Metro:駒川中野駅

※2 整備内容が「検討」となっているため、整備駅数、整備駅の割合は参考値

対象となる1駅において整備済み(評価A)となっているものは、目標年である平成23(2011)年3月末時点で12事業だったものが、令和3(2021)年3月末時点では14事業となっています。

その結果、エレベーター等の設置により段差を解消し、拡幅改札口が設置された経路(バリアフリールート)が少なくとも1経路は確保されるとともに、階段手すりの行先の点字表示、階段踏面端部の識別への配慮、ホームにおける渡り板の配備、ホーム端部における連続した警告ブロックの敷設、車いす対応トイレ(バリアフリートイレ)についても、整備済み(評価A)となっています。

このように、基本構想を作成した時点では検討事項となっていた事業について整備が完了していない駅舎があるものの、基本構想を作成した当時(平成18(2006)年4月時点)に比べると、大幅にバリアフリー化されており、高齢者、障がい者等の鉄軌道による移動にあたり必要とされる整備が一定の水準まで進んでいる状況にあることから、高齢者、障がい者等の移動等に係る身体の負担の軽減が図られています。

(2)道路の進捗状況及び評価

道路の整備内容は、歩道の段差解消・勾配修正・視覚障がい者誘導用ブロックの敷設などであり、進捗状況は次のとおりです。

[上段:整備延長*1 中段:整備率 下段:評価]

地区名	主要な経路の延長	H18.4 時点	H23.3 時点	R3.3 時点
駒川中野	2.07km	0.59km 29% E	0.91km 44% E	1.66km 80% C

※1 視覚障がい者誘導用ブロックの設置延長

令和3(2021)年3月末時点でC評価であり整備済みとはなっていないが、整備延長は向上し、道路のバリアフリー化整備が着実に行われており、高齢者や障がい者等の歩行環境の改善が図られています。

現在、主要な経路のうち未整備となっている区間には、住吉区第352号線のように歩道がない区間などがあります。

(3) 交差点の進捗状況及び評価

基本構想における主要な経路を対象とした整備内容は主に次のとおりで、継続的に実施する違法駐車等を防止するための事業を除き、平成23(2011)年3月末までに整備が完了しています。なお、違法駐車行為の防止に係る事業については、警察官の取締り活動に加え、駐車監視員による放置車両の確認事務を行うなど、継続的に行っています。

- ・主要な経路上にある必要な交差点における、既設信号機への音響信号機（視覚障がい者用付加装置、音響式歩行者誘導付加装置等）の整備
- ・高齢者や身体障がい者等が通常の横断に要する歩行者用信号秒数の確保
- ・反射材等を用いた高輝度道路標識、道路標示の設置
- ・移動円滑化を阻害する違法駐車等を防止するための事業を重点的に推進
- ・必要な既設信号機への歩行者用信号灯器の設置・増設

計画どおり整備が完了したことにより、交差点のバリアフリー化が図られ、基本構想を作成した当時（平成18(2006)年4月時点）に比べ、高齢者、障がい者等が道路を横断するにあたっての安全性が確保されています

○地区の概要

各地区における地区の概要

- ・ 土地利用の変化を踏まえ立地する施設の状況や鉄道駅乗降客数の直近の状況を反映した。

次頁以降に各地区における地区の概要を示す。

【日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区】

2-4 地区の概要

日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区は、近鉄日本橋駅、Osaka Metro 日本橋駅、近鉄上本町駅、Osaka Metro 谷町九丁目駅の4駅が立地しており、これら4駅の一日平均利用者数は約28万人となっています。

日本橋地区には、黒門市場など商業施設や国立文楽劇場などの文化施設もあることから、多くの人が訪れる地区となっています。また、上町台地には古くからの歴史をもつ寺町が立地し、史跡も多く見られます。

上本町駅・谷町九丁目地区には、上本町駅が近鉄大阪線の起点であることから、ターミナル的な位置づけも大きく、また、近鉄百貨店、新歌舞伎座が入る上本町 YUFURA などの商業施設が立地しています。



日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区の位置

鉄道駅乗降客数

鉄道駅	乗降客数(千人/日)	
	基本構想作成 当時(H15)	R1 年度※
Osaka Metro 日本橋駅(千日前線・堺筋線)	77	78
近鉄 近鉄日本橋駅	60	50
Osaka Metro 谷町九丁目駅(千日前線・谷町線)	79	73
近鉄 大阪上本町駅	99	78
合計	315	279

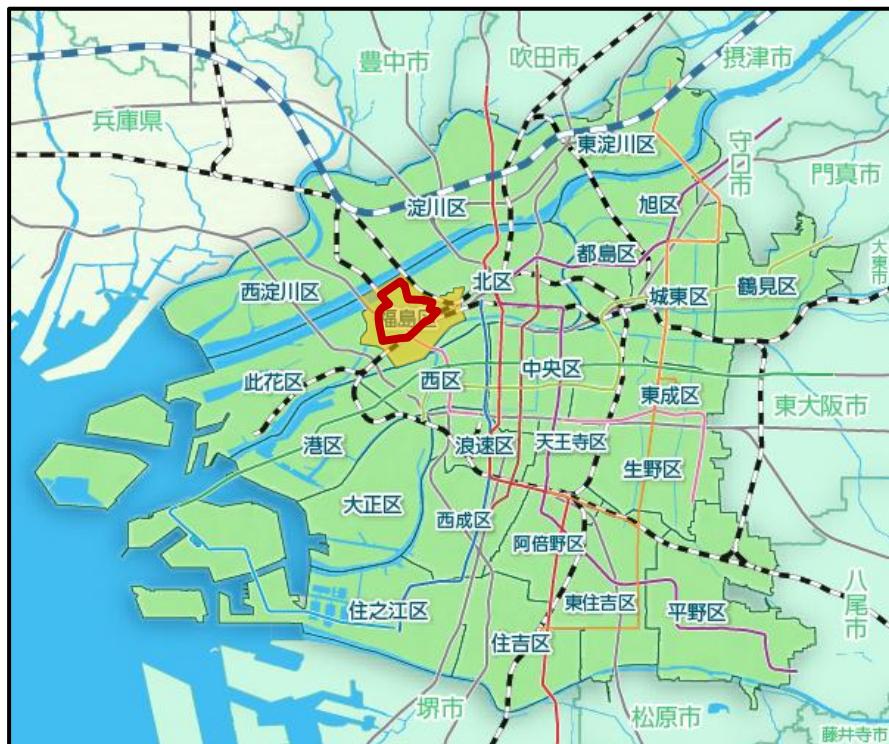
※新型コロナウイルス感染症拡大前の数値

【海老江・野田阪神地区】

2-4 地区の概要

海老江・野田阪神地区は、阪神野田駅、JR海老江駅、Osaka Metro 野田阪神駅の3駅が立地しており、これら3駅の一日平均利用者数は約84千人となっています。

地区内には、福島区役所、福島区民センター、福島警察署などの官公庁施設や福島区在宅サービスセンター（あいあいセンター）などの福祉施設、野田阪神ウイスティなどの商業施設が立地しています。



海老江・野田阪神地区の位置

鉄道駅乗降客数

鉄道駅	乗降客数(千人/日)	
	基本構想作成 当時(H15)	RI 年度※
阪神 野田駅	36	33
Osaka Metro(千日前線)野田阪神駅	28	27
JR 海老江駅	18	24
合計	82	84

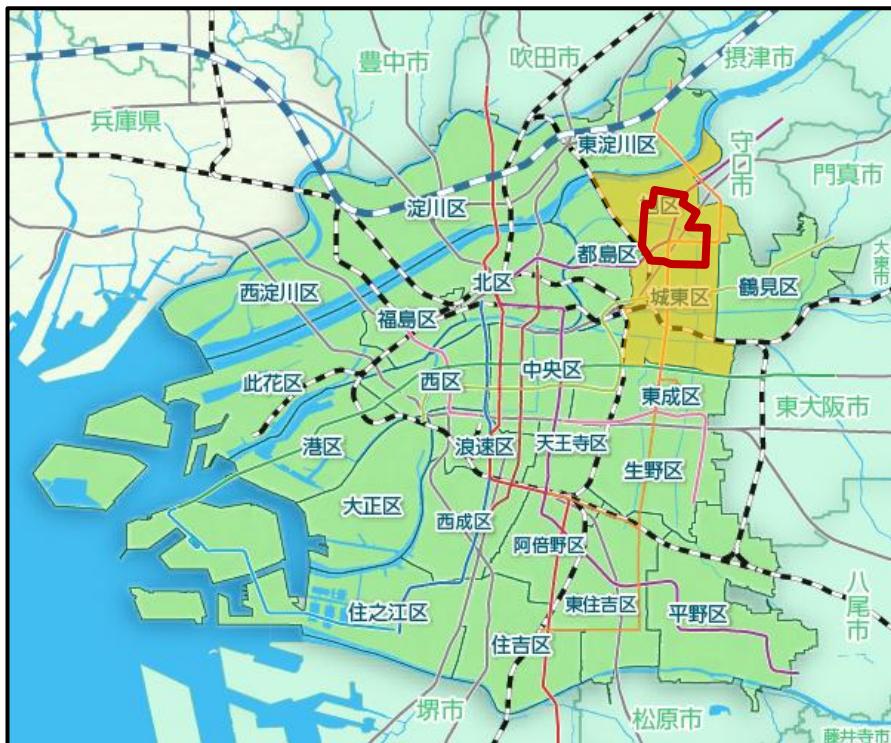
※新型コロナウイルス感染症拡大前の数値

【関目地区】

2-4 地区の概要

関目地区は、Osaka Metro 関目高殿駅、関目成育駅、京阪関目駅の3駅が立地しており、これら3駅の一日平均利用者数は約33千人となっています。

地区内には、旭区役所、旭税務署、旭郵便局などの官公庁施設やおとしよりすこやかセンター北部館などの福祉施設、旭スポーツセンター、旭運動場などの運動施設が立地しています。



関目地区の位置

鉄道駅乗降客数

鉄道駅	乗降客数(千人/日)	
	基本構想作成 当時(H15)	RI 年度※
京阪 関目駅	18	12
Osaka Metro(今里筋線) 関目成育駅	—	6
Osaka Metro(谷町線) 関目高殿駅	15	15
合計	33	33

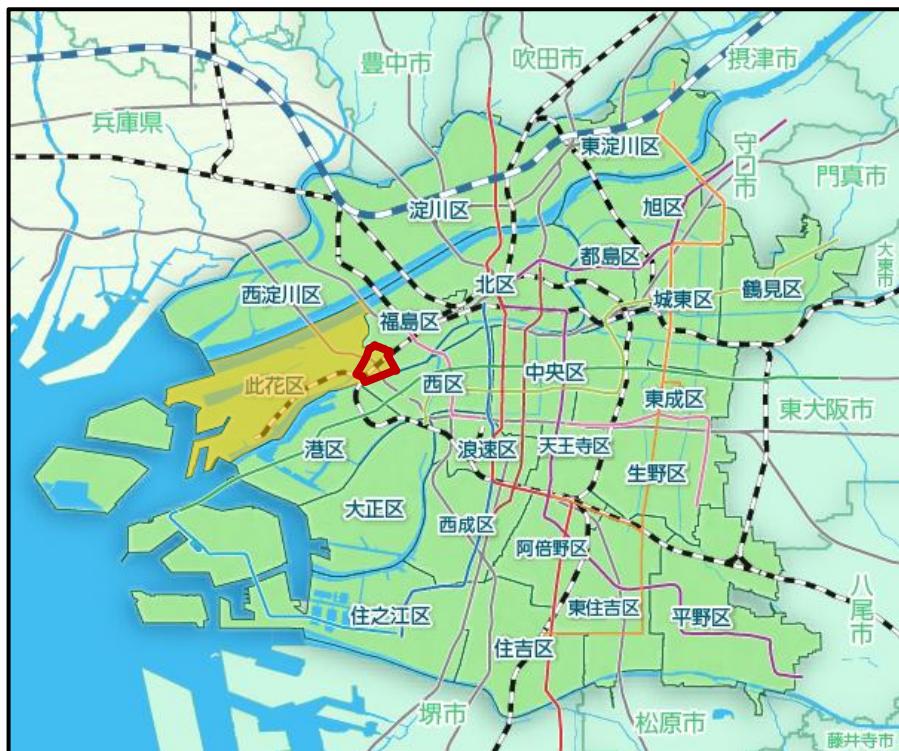
※新型コロナウイルス感染症拡大前の数値

【西九条地区】

2-4 地区の概要

西九条地区は、JR 西九条駅、阪神西九条駅の2駅が立地しており、これら2駅の一日平均利用者数は約10万人となっています。

地区内には、クレオ大阪西などの官公庁施設や大阪暁明館病院、西九条休日急病診療所などの医療施設、介護老人保健施設あかつきや社会福祉法人福島ともしび苑などの福祉施設、此花屋内プール、此花スポーツセンターなどの運動施設が立地しています。



西九条地区の位置

鉄道駅乗降客数

鉄道駅	乗降客数(千人/日)	
	基本構想作成 当時(H15)	R1 年度※
JR 西九条駅	47	62
阪神 西九条駅	19	38
合計	66	100

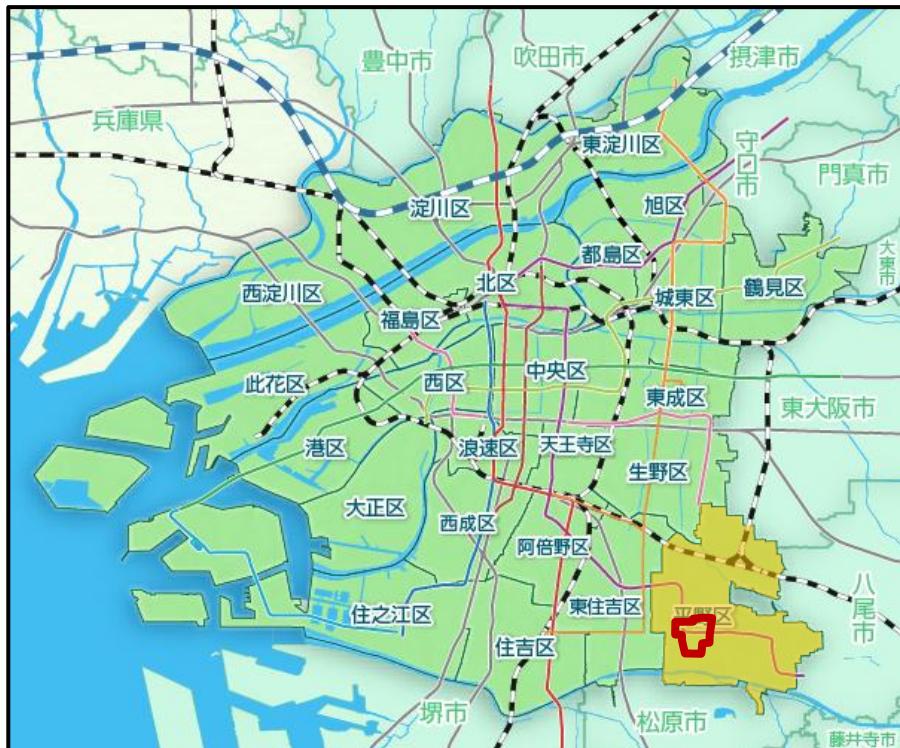
※新型コロナウイルス感染症拡大前の数値

【喜連瓜破地区】

2-4 地区の概要

喜連瓜破地区には、Osaka Metro 喜連瓜破駅が立地しており、一日平均利用者数は約 23 千人となっています。

地区内には、平野警察署などの官公庁施設や大阪教育大学付属特別支援学校などの教育施設、おとしよりすこやかセンター南部館、大阪市職業リハビリテーションセンターなどの福祉施設が立地しています。



喜連瓜破地区の位置

鉄道駅乗降客数

鉄道駅	乗降客数(千人/日)	
	基本構想作成 当時(H15)	RI 年度※
Osaka Metro(谷町線) 喜連瓜破駅	25	23

※新型コロナウイルス感染症拡大前の数値

【駒川中野地区】

2-4 地区の概要

駒川中野地区には、Osaka Metro 駒川中野駅、近鉄針中野駅の2駅が立地しており、これら2駅の一日平均利用者数は約 27 千人となっています。

地区内には、駒川商店街があり、また、地区南西部には長居公園があることから、多くの買い物客や施設利用者などで賑わっています。また、東住吉区役所や区民ホール、東住吉警察署などの官公庁施設や東住吉区老人福祉センター、早川福祉社会館などの福祉施設が立地しています。



駒川中野地区の位置

鉄道駅乗降客数

鉄道駅	乗降客数(千人/日)	
	基本構想作成 当時(H15)	RI 年度※
Osaka Metro(谷町線) 駒川中野駅	16	18
近鉄 針中野駅	—	9
合計	16	27

※新型コロナウイルス感染症拡大前の数値

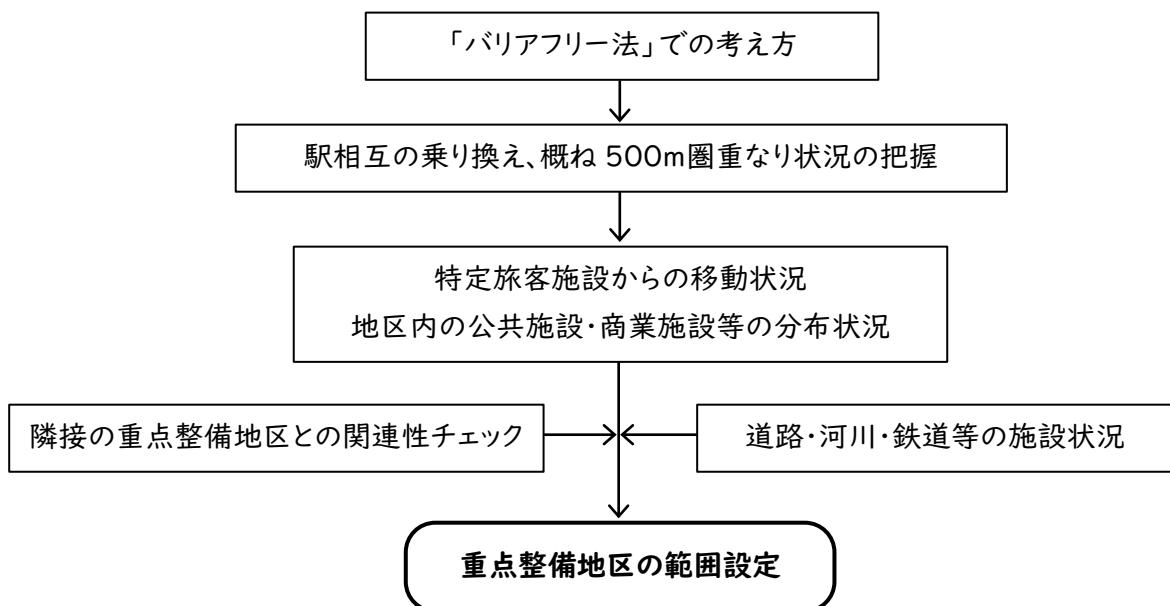
○地区における重点整備地区の区域設定

全地区共通の重点整備地区の区域設定

大阪市交通バリアフリー基本構想骨子【全地区共通】(以下、「基本構想骨子」という。)で示した考え方を基に、施設の分布状況などを考慮して区域設定した。

[参考]重点整備地区の区域設定の考え方(基本構想骨子 P12)

重点整備地区の区域については、本市では、複数の駅が集中していることから、駅相互の乗り換え状況及び徒歩で移動できる距離を想定して各駅から概ね500m圏の重なり状況、また、駅周辺の公共施設及び商業施設の分布状況やそれらへ至る移動経路の状況を考えながら、道路・河川・鉄道などで設定しています。



次頁以降に、各地区における重点整備地区の区域設定を示す。

【日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区】

各地区における重点整備地区の区域設定

3-3 地区における重点整備地区の区域設定

日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区では、以下の考え方に基づいて、面積約220ha の区域を重点整備地区として設定します。

(1)日本橋地区と上本町・谷町九丁目地区を一体として考えた範囲

日本橋地区と上本町・谷町九丁目地区は近接しており、両地区の生活関連経路の連続性を考慮した範囲を設定します。

(2)駅を中心とした概ね500mの範囲

近鉄日本橋駅、Osaka Metro 日本橋駅、近鉄上本町駅、Osaka Metro 谷町九丁目駅から概ね500mの範囲を設定します。

(3)大阪の代表的な文化を象徴する施設を含む範囲

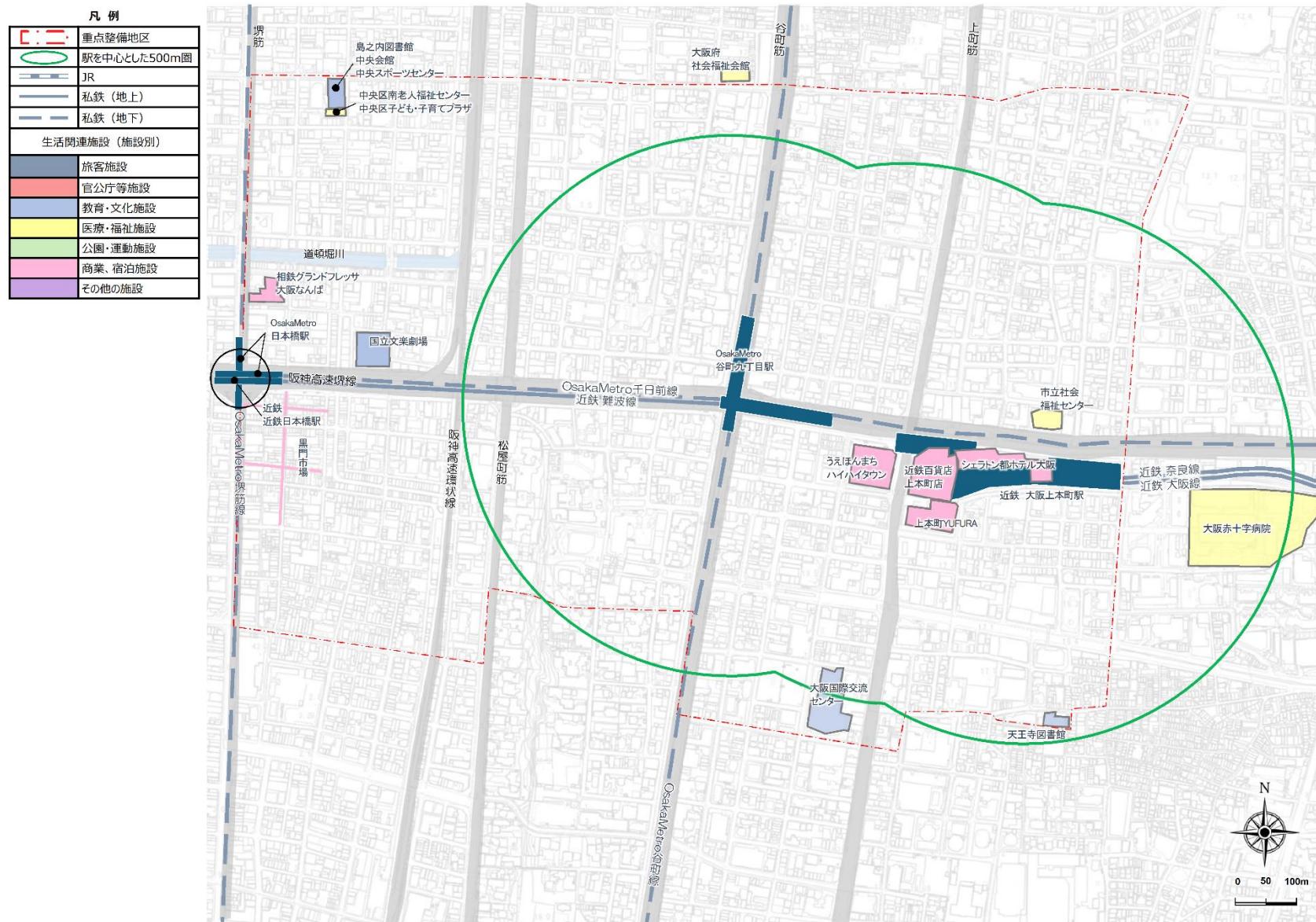
文楽の保存と発展を目的とした「国立文楽劇場」、食いだおれ大阪の台所を支えてきた「黒門市場」を含む範囲を設定します。

(4)難波地区、鶴橋地区との整合を図る範囲

地区西側には「難波地区」、東側には「鶴橋地区」があります。「難波地区」「鶴橋地区」の基本構想との整合性を図りながら、地区同士の連続性を保つ範囲を設定します。

【日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区】

重点整備地区(面積約 220ha)



【海老江・野田阪神地区】

3-3 地区における重点整備地区の区域設定

海老江・野田阪神地区では、以下の考え方に基づいて、面積約122ha の区域を重点整備地区として設定します。

(1)駅を中心とした概ね500mの範囲を中心に地区のまとまりを考慮した範囲

JR 西日本海老江駅、Osaka Metro 野田阪神駅、阪神野田駅から概ね500mの範囲を中心に、幹線道路やJR環状線の位置など地区のまとまりを考慮した範囲を設定します。

(2)高齢者、障がい者等が広域的に利用する施設を含む範囲

在宅サービスセンター（あいあいセンター）、老人福祉センター、つばさ工舎海老江福島育成園など、高齢者、障がい者等が広域的に利用する施設を含む範囲を設定します。

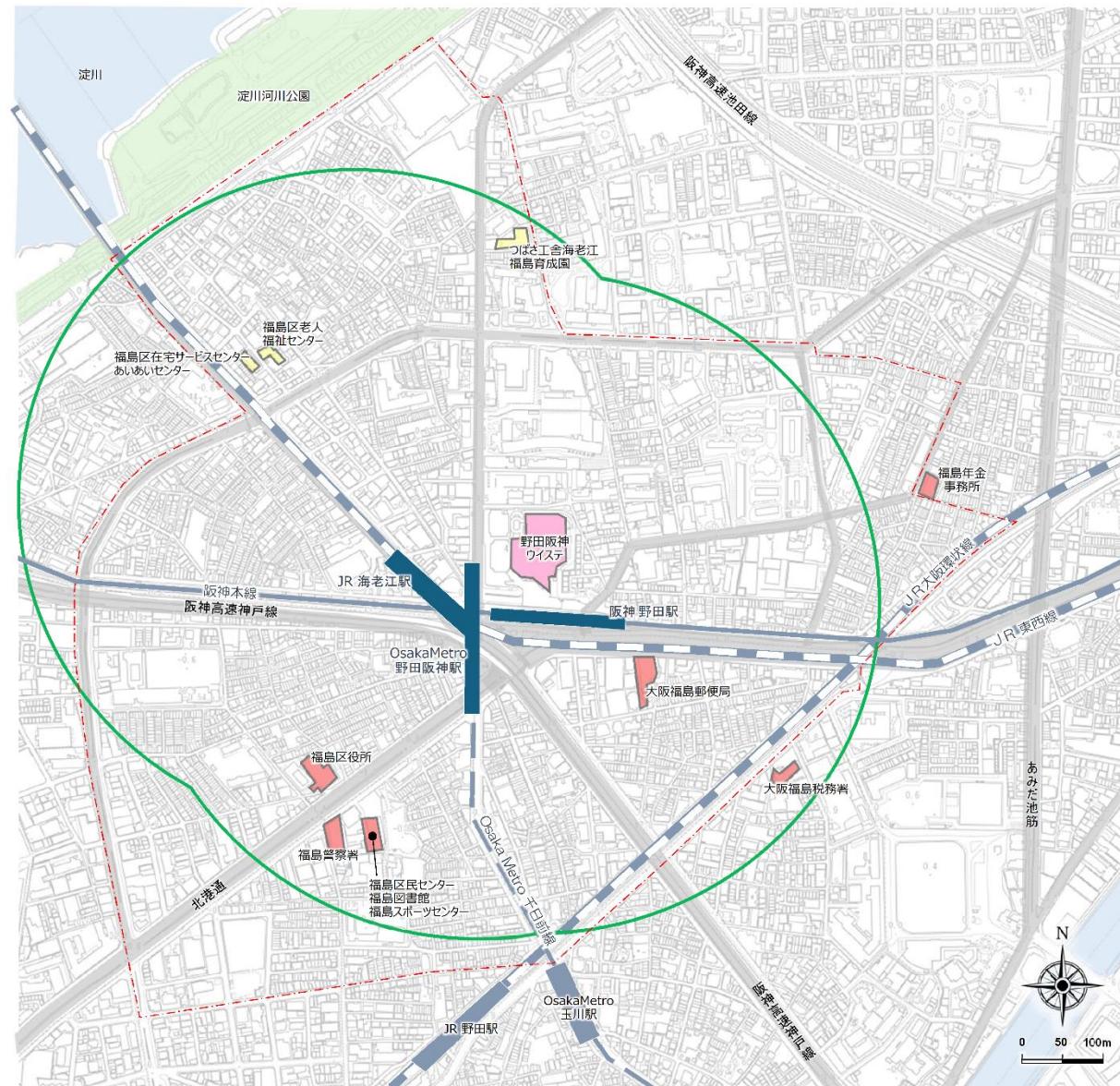
(3)高齢者や障がい者をはじめ市民が多数利用する施設を含む範囲

福島区役所、福島図書館、大阪福島郵便局、福島年金事務所など、市民が多数利用する施設を含む範囲を設定します。

【海老江・野田阪神地区】

重点整備地区(面積約122ha)

凡 例	
	重点整備地区
	駅を中心とした500m圏
	JR
	私鉄（地上）
	私鉄（地下）
生活関連施設（施設別）	
	旅客施設
	官公庁等施設
	教育・文化施設
	医療・福祉施設
	公園・運動施設
	商業・宿泊施設
	その他の施設



【関目地区】

3-3 地区における重点整備地区の区域設定

関目地区では、以下の考え方に基づいて、面積約132ha の区域を重点整備地区として設定します。

(1) 駅を中心とした概ね500m の範囲

Osaka Metro 関目高殿駅、京阪関目駅、Osaka Metro 関目成育駅から概ね500mの範囲を設定します。

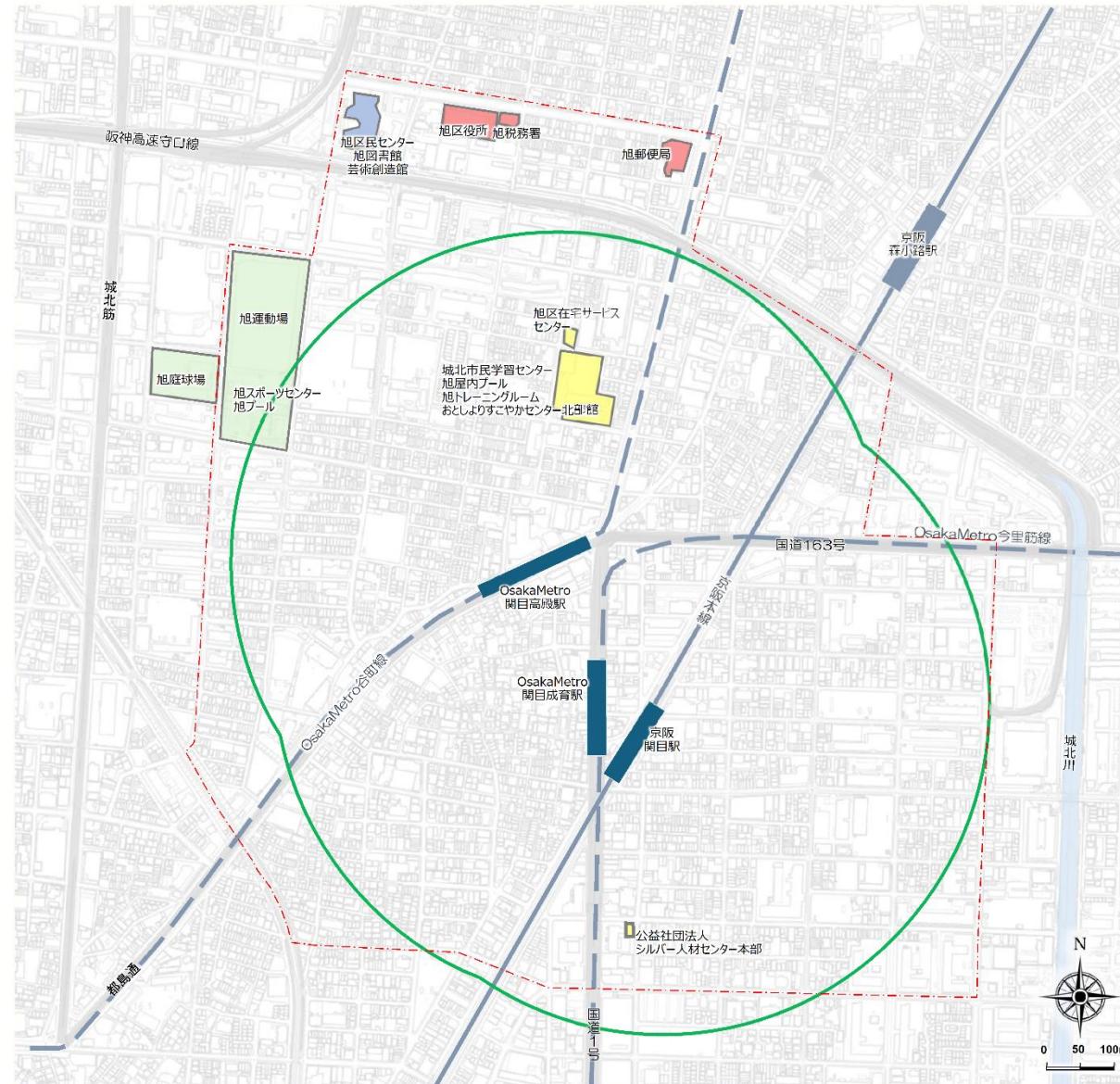
(2) 高齢者や障がい者をはじめ市民が多数利用する施設を含む範囲

高齢者等が利用する施設である「おとしよりすこやかセンター北部館」「旭区在宅サービスセンター」「公益社団法人シルバー人材センター本部」や、市民が多数利用する施設である「旭区役所」「旭郵便局」「城北市民学習センター」「旭区民センター」「旭図書館」「芸術創造館」「旭スポーツセンター」「旭運動場」「旭プール」「旭屋内プール」「旭庭球場」を含む範囲を設定します。

【関目地区】

重点整備地区(面積約 132ha)

凡 例	
	重点整備地区
	駅を中心とした500m圏
	JR
	私鉄（地上）
	私鉄（地下）
生活関連施設（施設別）	
	旅客施設
	官公庁等施設
	教育・文化施設
	医療・福祉施設
	公園・運動施設
	商業・宿泊施設
	その他の施設



【西九条地区】

3-3 地区における重点整備地区の区域設定

西九条地区では、以下の考え方に基づいて、面積約65ha の区域を重点整備地区として設定します。

(1)駅を中心とした概ね500m の範囲

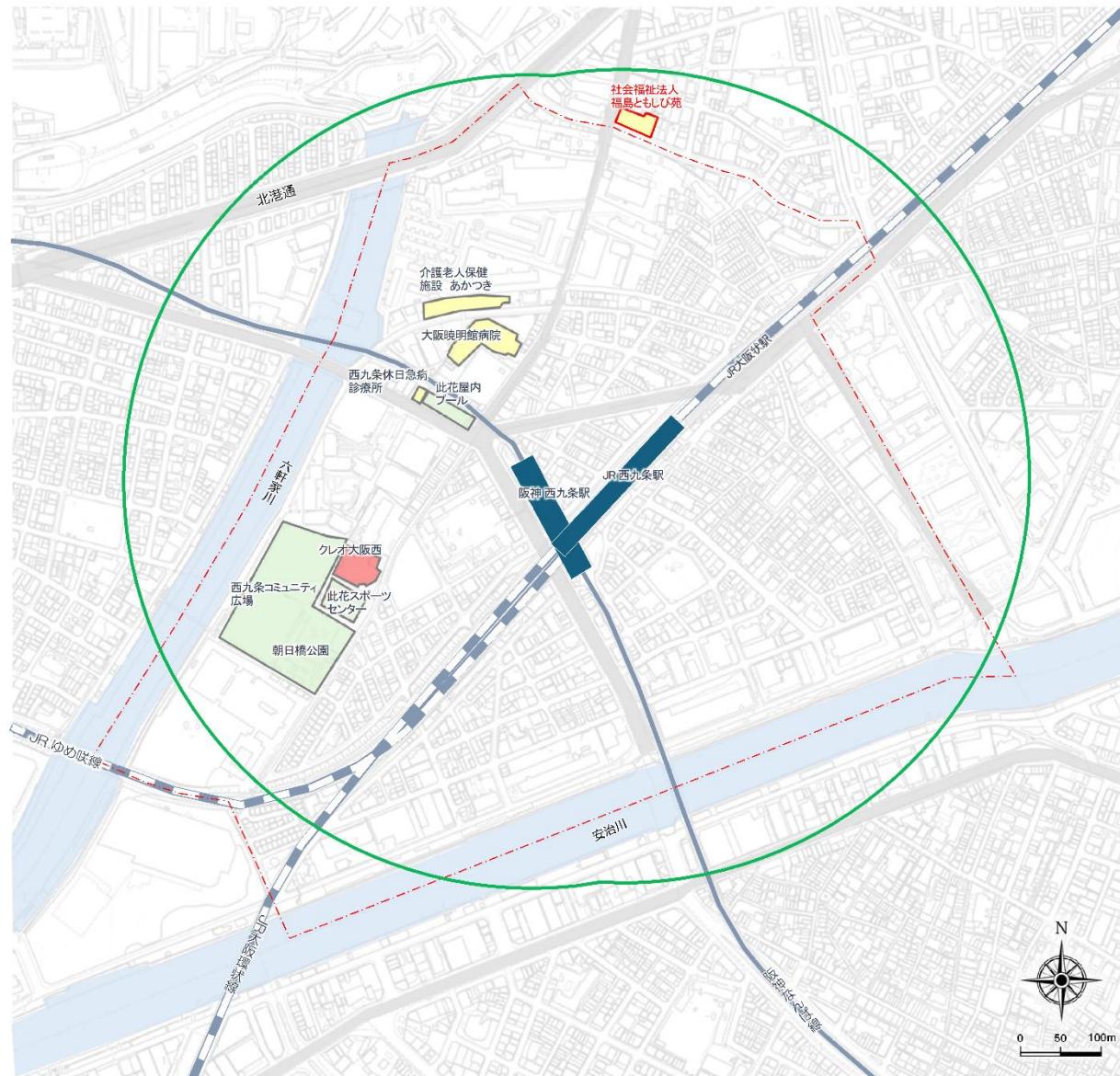
JR西九条駅、阪神西九条駅から概ね500m 圏の範囲を設定します。

(2)高齢者や障がい者をはじめ市民が多数利用する施設を含む範囲

高齢者等が利用する施設である「介護老人保健施設」や、市民が多数利用する施設である「大阪暁明館病院」「西九条休日急病診療所」「クレオ大阪西」「此花屋内プール」「此花スポーツセンター」「朝日橋公園」「西九条コミュニティ広場」を含む範囲を設定します。

重点整備地区(面積約 65ha)

凡 例	
	重点整備地区
	駅を中心とした500m圏
	JR
	私鉄（地上）
	私鉄（地下）
生活関連施設（施設別）	
	旅客施設
	官公庁等施設
	教育・文化施設
	医療・福祉施設
	公園・運動施設
	商業・宿泊施設
	その他の施設



【喜連瓜破地区】

3-3 地区における重点整備地区の区域設定

喜連瓜破地区では、以下の考え方に基づいて、面積約92ha の区域を重点整備地区として設定します。

(1) 駅を中心とした概ね500mの範囲を中心に地区のまとまりを考慮した範囲

Osaka Metro 喜連瓜破駅から概ね500mの範囲を中心に、幹線道路の位置など地区のまとまりを考慮した範囲を設定します。

(2) 高齢者、障がい者等が広域的に利用する施設を含む範囲

大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター、大阪教育大学附属特別支援学校など、高齢者、障がい者等が広域的に利用する施設を含む範囲を設定します。

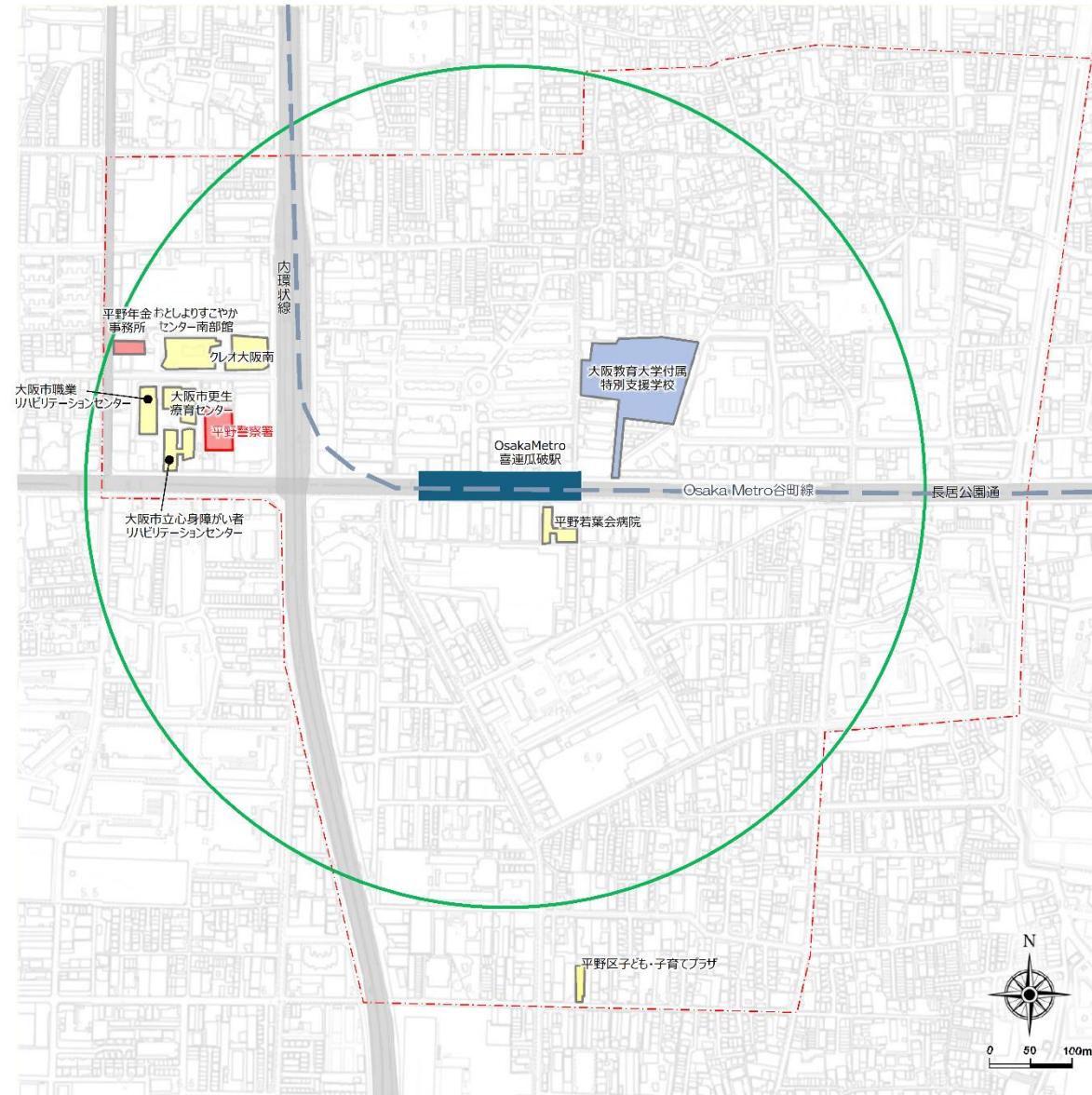
(3) 高齢者や障がい者をはじめ市民が多数利用する施設を含む範囲

平野年金事務所、大阪市職業リハビリテーションセンター、平野区子ども・子育てプラザなど、市民が多数利用する施設を含む範囲を設定します。

【喜連瓜破地区】

重点整備地区(面積約 92ha)

凡 例	
	重点整備地区
	駅を中心とした500m圏
	JR
	私鉄（地上）
	私鉄（地下）
生活関連施設（施設別）	
	旅客施設
	官公庁等施設
	教育・文化施設
	医療・福祉施設
	公園・運動施設
	商業・宿泊施設
	その他の施設



【駒川中野地区】

3-3 地区における重点整備地区の区域設定

駒川中野地区では、以下の考え方に基づいて、面積約100ha の区域を重点整備地区として設定します。

(1) 駅を中心とした概ね500m の範囲

Osaka Metro 駒川中野駅から概ね半径500m の範囲を設定します。

(2) 高齢者、障がい者等が広域的に利用する施設を含む範囲

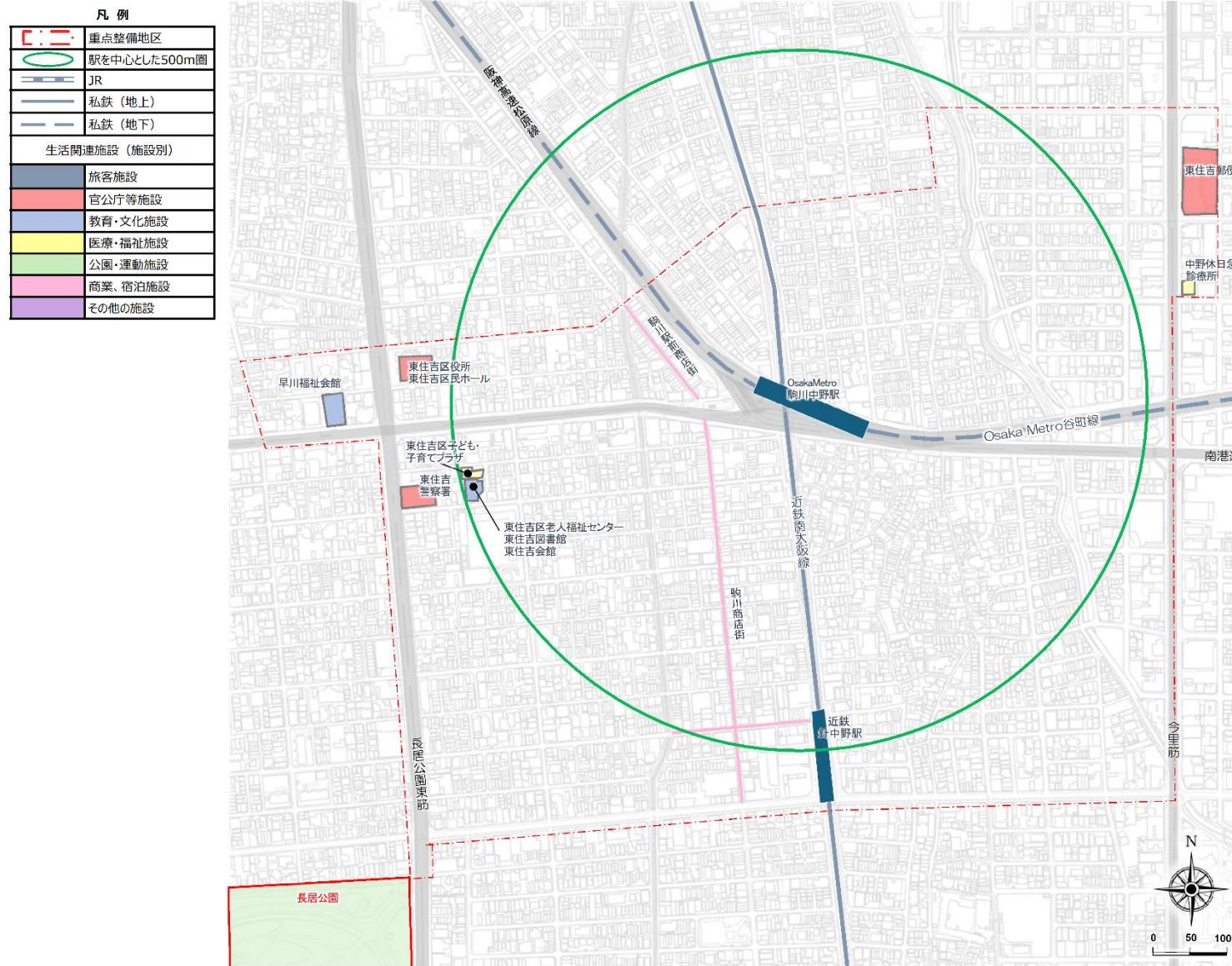
東住吉区老人福祉センター、早川福祉会館など、高齢者、障がい者等が広域的に利用する施設を含む範囲を設定します。

(3) 高齢者や障がい者をはじめ市民が多数利用する施設を含む範囲

東住吉区役所、東住吉区民ホール、東住吉図書館、東住吉会館、東住吉区子ども・子育てプラザ、長居公園など、市民が多数利用する施設を考慮して範囲を設定します。

【駒川中野地区】

重点整備地区(面積約100ha)

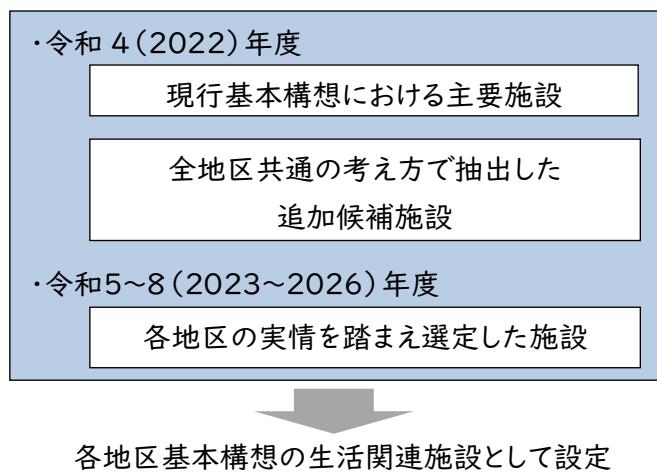


○生活関連施設及び生活関連経路の設定

6地区共通の生活関連施設設定

- ・現行基本構想における現存する「主要施設」に加え、各地区の土地利用状況の変化等を踏まえ、全地区共通の考え方で追加候補施設を抽出した。
- ・各地区でご意見を伺い、地区の実情を踏まえた生活関連施設の設定を行う。

[参考]施設選定にあたってのフロー(基本構想骨子 P13)



生活関連施設の考え方については、次のとおりとします。

高齢者、障がい者をはじめ多くの人々が利用すると考えられる次表の区分及び種類にあげた施設

区分	種類
旅客施設	特定旅客施設(鉄道駅舎、バスターミナルなど)
官公庁等施設	府庁、市役所、区役所、警察署、裁判所、税務署、保健福祉センター、郵便局など
教育・文化施設	図書館、区民センター、区民ホール、劇場、特別支援学校、大学、博物館、美術館、映画館など
医療・福祉施設	病院、診療所、老人福祉施設、障がい者福祉施設、児童福祉施設など
商業施設	百貨店、大規模小売店舗など
宿泊施設	大規模ホテルなど
公園・運動施設	公園、スポーツセンター・体育館・プール、その他屋外・屋内施設など
その他	各地区で選定した施設(観光施設、寺社など)

[参考] 各地区における現行基本構想及び抽出後の施設数

地区	現行基本構想の施設数	抽出後の施設数
日本橋地区・上本町・谷町九丁目地区	24	21
海老江・野田阪神地区	16	16
関目地区	19	18
西九条地区	10	11
喜連瓜破地区	10	11
駒川中野地区	13	15

[参考] 生活関連施設(全地区共通の考え方で抽出した追加候補施設) (基本構想骨子 P16)

区分	全地区共通の追加抽出の目安
旅客施設	・鉄道駅及びバスターミナル等で利用者数 5,000 人/日以上
官公庁等施設	・行政サービスの窓口機能を有する官公署 日常生活において市民が利用する国・府などの官公署 (福祉施設を除く)
	・郵便局(ゆうゆう窓口のある局)
教育・文化施設	・特別支援学校、大学
	・公共の図書館、博物館、美術館、集会施設等
	・劇場(500 席以上)
医療・福祉施設	・病院、診療所(病床数200床以上)
	・老人福祉施設(入所施設は除く)
	・障がい者福祉施設
	・児童福祉施設
商業施設	・その他の関係機関
	・大規模小売店舗(店舗面積が 6,000 m ² を超えるもの)
宿泊施設	・宿泊室数 300 室以上のホテル
	・まちづくりの視点からエリアに必要として誘導しているホテル(都市再生特別地区、地区計画(再開発促進地区))
公園・運動施設	・都市基幹公園(総合公園等)以上の公園
	・公共の屋内運動施設、遊技場等 (スポーツセンター、体育館、武道館等)

6地区共通の生活関連経路設定

生活関連経路の設定については、市域全体として、次のような基本的な考え方を参考としながら、各地区の実情に応じた経路設定を行います。

なお、「駅から周辺の生活関連施設の入り口までの優先的に整備する」経路を選定することを基本とします。

(1) 生活関連経路

この経路は、以下のような機能を持ち、すでに歩道が整備されている道路、今後歩道が整備される道路、歩行者用立体横断施設等を考慮して設定します。

- ① 駅から周辺の生活関連施設（官公庁等施設、教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設など）の入口までの経路
- ② 教育・文化施設、医療・福祉施設、商業施設、公園・運動施設などが面的・線的に広がる地区における、施設間の回遊を考慮した経路
- ③ 重点整備地区間の近接する生活関連経路を接続する経路（重点整備地区間で生活関連経路に当たる道路が連続している場合、その経路について生活関連経路として設定）

(2) 鉄道駅乗り換え経路

複数の鉄道駅間の乗り換えにおいて、鉄道施設内で乗り換え経路の確保が必要な道路、地下街、鉄道施設内通路等を「鉄道駅乗り換え経路」として設定します。

[参考] 各地区における現行基本構想及び抽出後の経路数(路線数)

地区	現行基本構想の 路線数	抽出後の 路線数
日本橋地区・上本町・谷町九丁目地区	8	10
海老江・野田阪神地区	8	8
関目地区	8	9
西九条地区	6	4
喜連瓜破地区	7	6
駒川中野地区	7	9

次頁以降に、各地区における生活関連施設及び生活関連経路の設定を示す。

各地区における生活関連施設及び生活関連経路の設定

4-1 生活関連施設設定

生活関連施設一覧

策定当時の基本構想における主要施設に加え、各地区の土地利用状況の変化等を踏まえ、生活関連施設を選定します。

区分		生活関連施設一覧
旅客施設		Osaka Metro(堺筋線・千日前線) 日本橋駅
		近鉄 日本橋駅
		Osaka Metro(谷町線・千日前線) 谷町九丁目駅
		近鉄(難波線・大阪線) 上本町駅
教育・文化施設		国立文楽劇場
		市立中央会館
		島之内図書館
		天王寺図書館
		大阪国際交流センター
医療・福祉施設	医療施設	大阪赤十字病院
	福祉施設	大阪府社会福祉社会館
		市立社会福祉センター
		中央区南老人福祉センター
		中央区子ども・子育てプラザ
商業施設		黒門市場
		うえほんまちハイハイタウン
		近鉄百貨店上本町店
		上本町 YUFURA
宿泊施設		シェラトン都ホテル大阪
		相鉄グランドフレッサ大阪なんば
公園・運動施設	運動施設	市立中央スポーツセンター

【日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区】

4-2 生活関連経路設定

全地区共通の生活関連経路設定の考え方のうち、日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区では、(1)①③、(2)が該当します。

生活関連経路

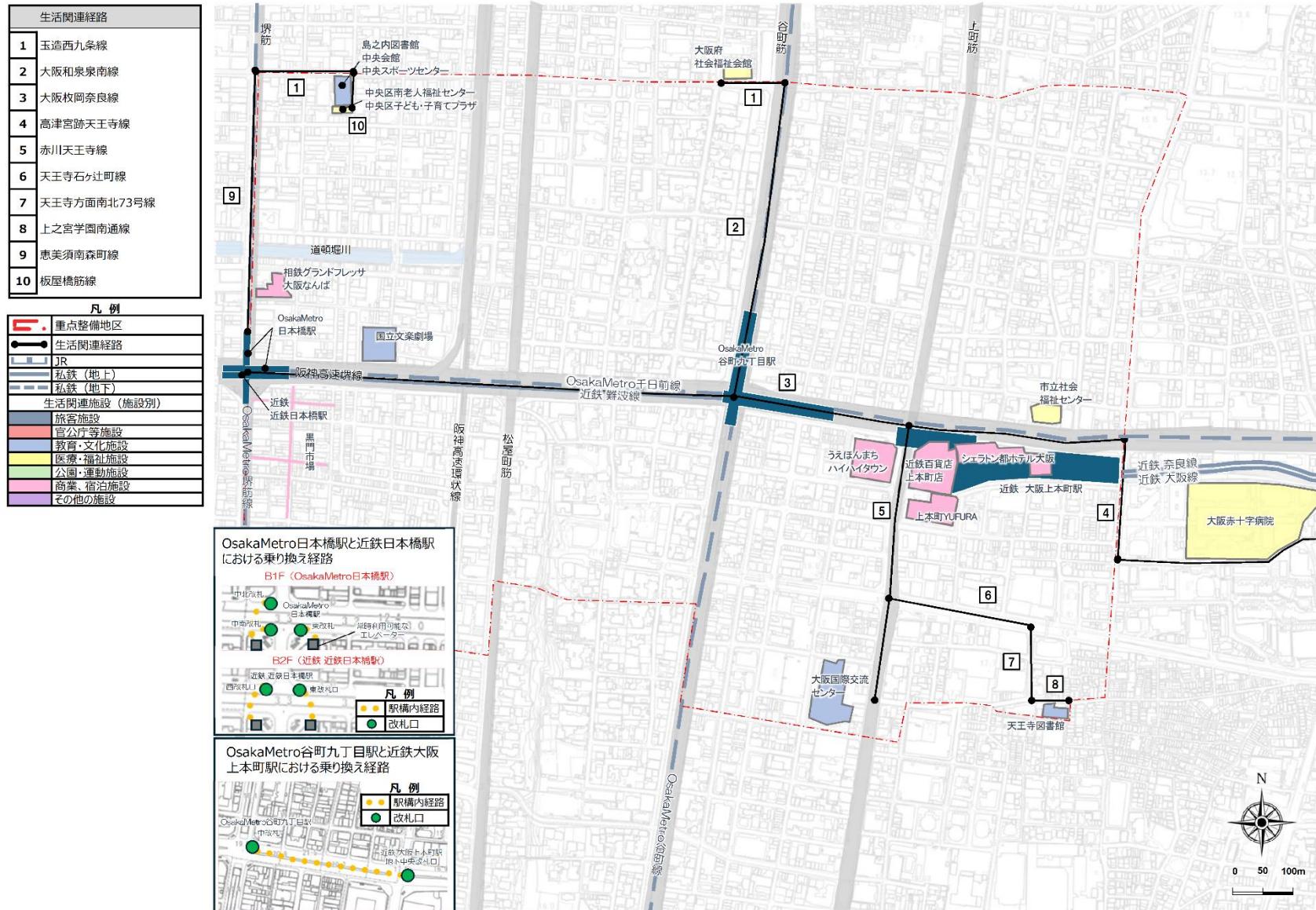
番号	路線名
1	玉造西九条線
2	大阪和泉泉南線
3	大阪枚岡奈良線
4	高津宮跡天王寺線
5	赤川天王寺線
6	天王寺石ヶ辻町線
7	天王寺方面南北 73 号線
8	上之宮学園南通線
9	恵美須南森町線
10	板屋橋筋線

鉄道駅乗り換え経路

路線名
OsakaMetro 日本橋駅～近鉄日本橋駅
OsakaMetro 谷町九丁目駅～近鉄大阪上本町駅

【日本橋地区、上本町・谷町九丁目地区】

4-3 地区における生活関連施設・経路図(経路図・一覧)



4-1 生活関連施設設定

生活関連施設一覧

策定当時の基本構想における主要施設に加え、各地区の土地利用状況の変化等を踏まえ、生活関連施設を選定します。

区分		生活関連施設一覧
旅客施設		JR 海老江駅
		Osaka Metro 千日前線 野田阪神駅
		阪神 野田駅
官公庁施設	官公庁施設	福島区役所
		福島警察署
		大阪福島郵便局
		福島年金事務所
		大阪福島税務署
教育・文化施設		福島区民センター
		福島図書館
医療・福祉施設	福祉施設	福島区在宅サービスセンター
		あいあいセンター
		福島区老人福祉センター
		つばさ工舎海老江福島育成園
商業施設		野田阪神ウイステ
公園・運動施設	運動施設	福島スポーツセンター

4-2 生活関連経路設定

全地区共通の生活関連経路設定の考え方のうち、海老江・野田阪神地区では、(1)①、(2)が該当します。

生活関連経路

番号	路線名
1	福島区第111号線
2	九条梅田線
3	国道2号
4	豊崎鷺洲線
5	大開佐藤町線
6	大阪臨海線
7	福島桜橋線
8	連絡デッキ(阪神本線野田駅_ウイステ)

鉄道駅乗り換え経路

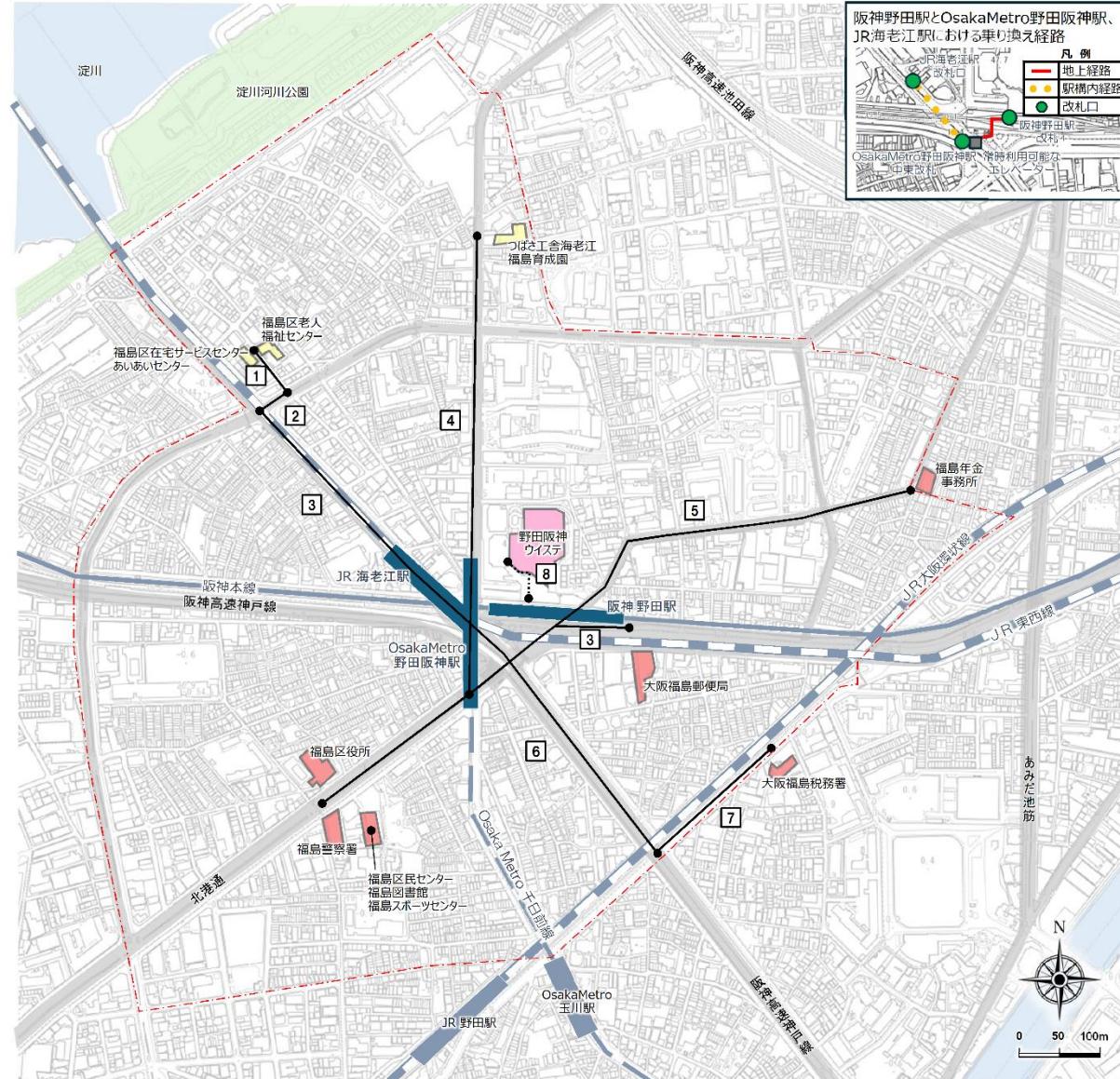
路線名
阪神野田駅～Osaka Metro 野田阪神駅～JR 海老江駅

【海老江・野田阪神地区】

4-3 地区における生活関連施設・経路図(経路図・一覧)

生活圈連絡路	
1	福島区第111号線
2	九条梅田線
3	国道2号
4	豊崎鷺洲線
5	大開佐藤町線
6	大阪臨海線
7	福島桜橋線
8	連絡デッキ (阪神本線野田駅-ウイステ)

凡 例	
	重点整備地区
	生活関連経路
	生活関連経路(テキ)
	JR
	私鉄(地上)
	私鉄(地下)
生活関連施設(施設別)	
	旅客施設
	官公庁等施設
	教育・文化施設
	医療・福祉施設
	公園・運動施設
	商業・宿泊施設
	その他の施設



4-1 生活関連施設設定

生活関連施設一覧

策定当時の基本構想における主要施設に加え、各地区の土地利用状況の変化等を踏まえ、生活関連施設を選定します。

区分		生活関連施設一覧
旅客施設		Osaka Metro 谷町線 関目高殿駅
		Osaka Metro 今里筋線 関目成育駅
		京阪 関目駅
官公庁等施設	官公庁施設	旭区役所
		旭税務署
		旭郵便局
教育・文化施設		旭区民センター
		旭図書館
		芸術創造館
医療・福祉施設	福祉施設	旭区在宅サービスセンター
		公益社団法人シルバー人材センター本部
		おとしよりすこやかセンター北部館
公園・運動施設	運動施設	旭トレーニングルーム
		旭運動場
		旭庭球場
		旭スポーツセンター
		旭プール
		旭屋内プール

【閑目地区】

4-2 生活関連経路設定

全地区共通の生活関連経路設定の考え方のうち、閑目地区では、(1)①、(2)が該当します。

生活関連経路

番号	路線名
1	赤川森小路線
2	国道1号
3	旭区第1535号線
4	旭区第1536号線
5	旭区第1929号線
6	東成区第1570号線
7	東成区第1593号線
8	東成区第1931号線
9	片町野江森小路線

鉄道駅乗り換え経路

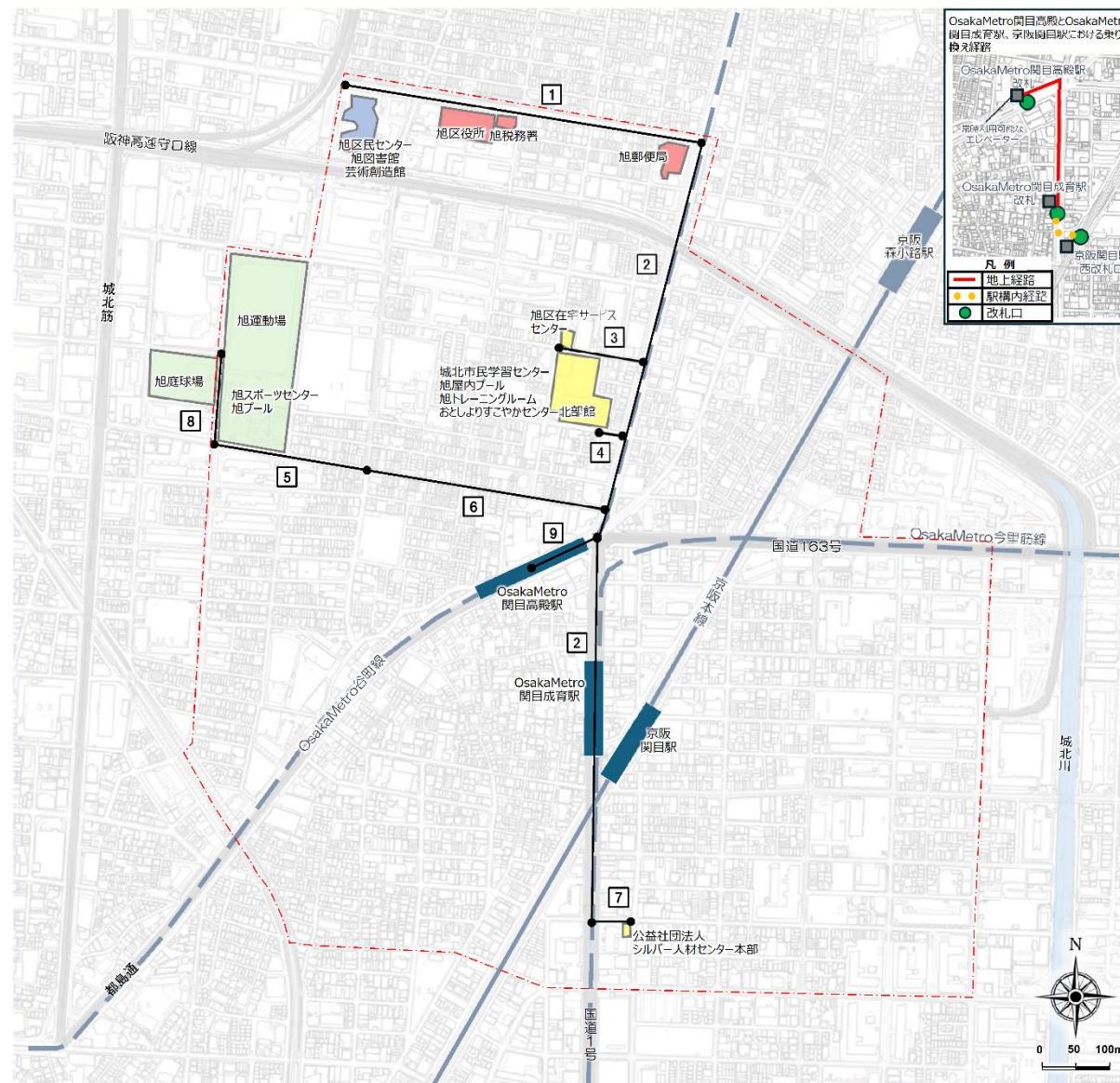
路線名
OsakaMetro 閑目高殿駅～OsakaMetro 閑目成育駅～京阪閑目駅

【関目地区】

4-3 地区における生活関連施設・経路図(経路図・一覧)

生活圈連絡路	
1	赤川森小路線
2	国道1号
3	旭区第1535号線
4	旭区第1536号線
5	旭区第1929号線
6	東成区第1570号線
7	東成区第1593号線
8	東成区第1931号線
9	片町野江森小路線

凡 例	
	重点整備地区
	生活関連経路
	JR
	私鉄（地上）
	私鉄（地下）
生活関連施設（施設別）	
	旅客施設
	官公庁等施設
	教育・文化施設
	医療・福祉施設
	公園・運動施設
	商業・宿泊施設
	その他の施設



4-1 生活関連施設設定

生活関連施設一覧

策定当時の基本構想における主要施設に加え、各地区の土地利用状況の変化等を踏まえ、生活関連施設を選定します。

区分		生活関連施設一覧
旅客施設		阪神 西九条駅
		JR 西九条駅
医療・福祉施設	医療施設	大阪暁明館病院
		西九条休日急病診療所
	福祉施設	介護老人保健施設あかつき
		クレオ大阪西
		社会福祉法人福島ともしび苑
公園・運動施設	公園	朝日橋公園
		西九条コミュニティ広場
	運動施設	此花スポーツセンター
		此花屋内プール

4-2 生活関連経路設定

全地区共通の生活関連経路設定の考え方のうち、西九条地区では、(1)①、(2)が該当します。

生活関連経路

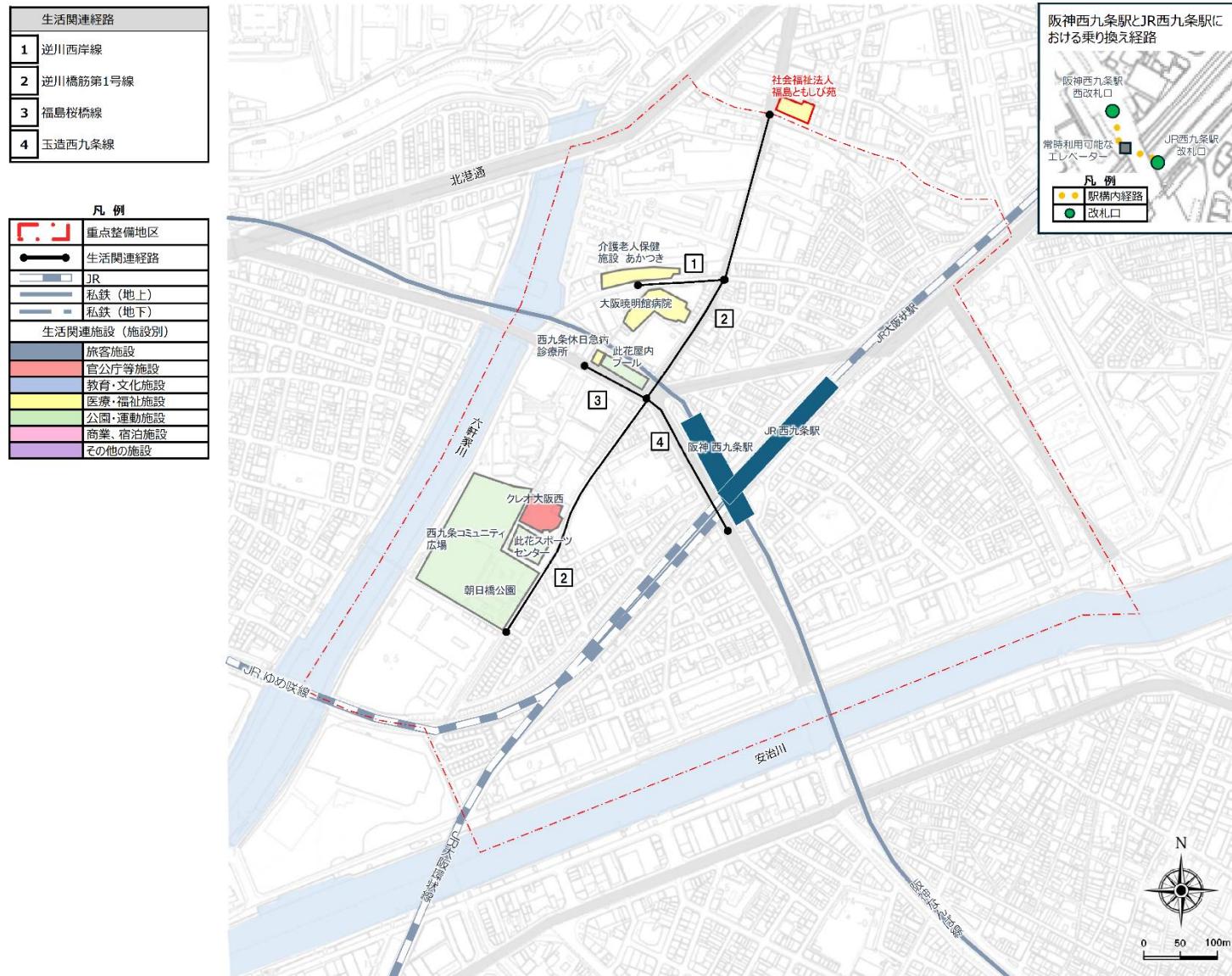
番号	路線名
1	逆川西岸線
2	逆川橋筋第1号線
3	福島桜橋線
4	玉造西九条線

鉄道駅乗り換え経路

路線名
阪神西九条駅～JR 西九条駅

【西九条地区】

4-3 地区における生活関連施設・経路図(経路図・一覧)



4-1 生活関連施設設定

生活関連施設一覧

策定当時の基本構想における主要施設に加え、各地区の土地利用状況の変化等を踏まえ、生活関連施設を選定します。

区分		生活関連施設一覧
旅客施設		
官公庁施設	官公庁施設	Osaka Metro 谷町線 喜連瓜破駅
		平野年金事務所
		平野警察署
教育・文化施設		
		大阪教育大学附属特別支援学校
医療・福祉施設	医療施設	平野若葉会病院
	福祉施設	クレオ大阪南
		おとしよりすこやかセンター南部館
		再生療育センター
		大阪市職業リハビリテーションセンター
		大阪市立心身障がい者リハビリテーションセンター
		平野区子ども・子育てプラザ

4-2 生活関連経路設定

全地区共通の生活関連経路設定の考え方のうち、喜連瓜破地区では、(1)①が該当します。

生活関連経路

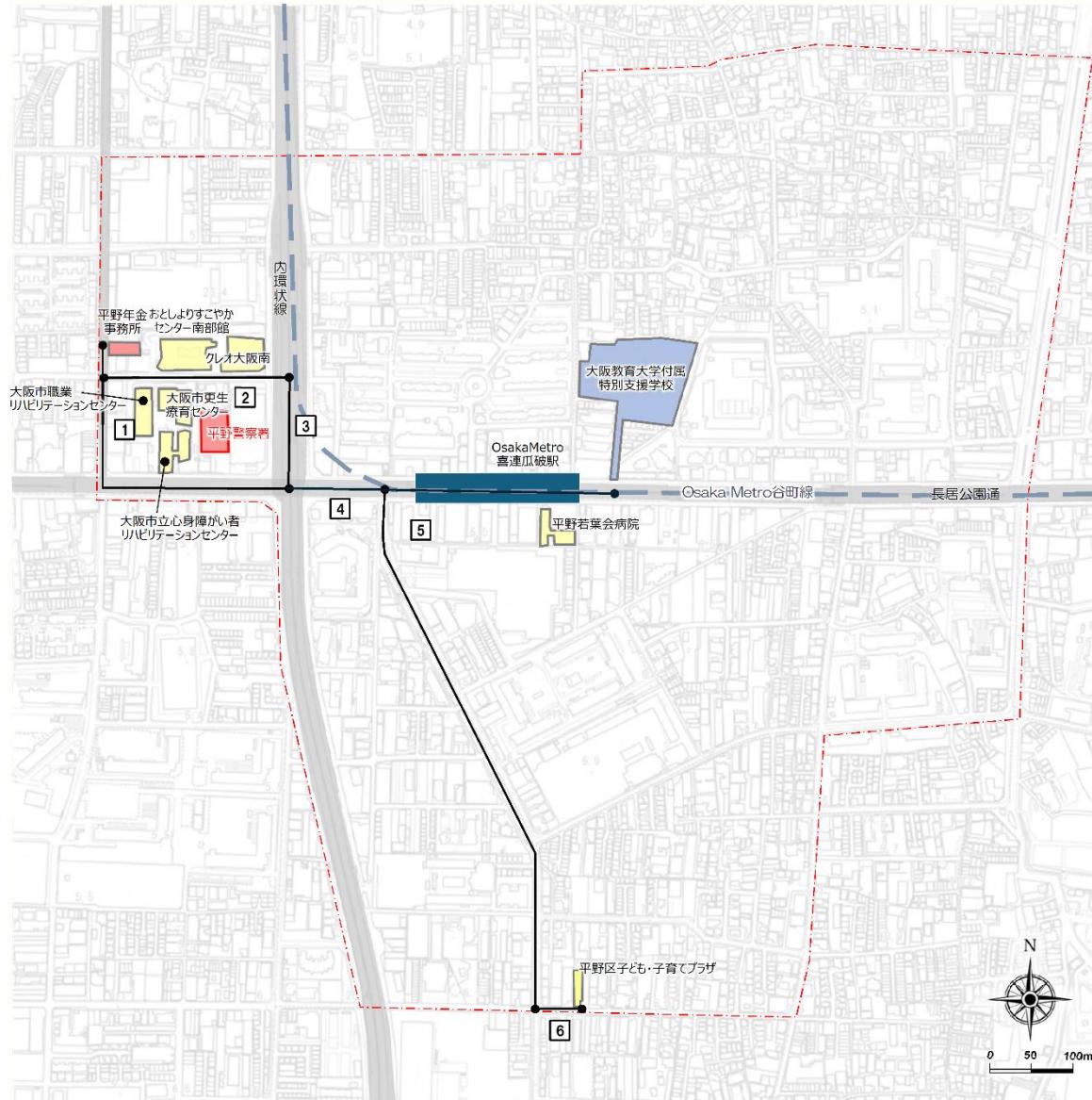
番号	路線名
1	国道 309 号
2	住吉区第 1553 号線
3	国道 479 号
4	平野区第 1449 号線
5	住吉八尾線
6	瓜破第 43 号線

【喜連瓜破地区】

4-3 地区における生活関連施設・経路図(経路図・一覧)

生活関連経路	
1	国道309号
2	住吉区第1553号線
3	国道479号
4	平野区第1449号線
5	住吉八尾線
6	瓜破第43号線

凡 例	
	重点整備地区
	生活関連経路
	JR
	私鉄（地上）
	私鉄（地下）
生活関連施設（施設別）	
	旅客施設
	官公庁等施設
	教育・文化施設
	医療・福祉施設
	公園・運動施設
	商業・宿泊施設
	その他の施設



4-1 生活関連施設設定

生活関連施設一覧

策定当時の基本構想における主要施設に加え、各地区の土地利用状況の変化等を踏まえ、生活関連施設を選定します。

区分		生活関連施設一覧
旅客施設		Osaka Metro 谷町線 駒川中野駅
		近鉄 針中野駅
官公庁施設	官公庁施設	東住吉区役所
		東住吉警察署
		東住吉郵便局
教育・文化施設		東住吉区民ホール
		市立早川福祉会館
		市立東住吉会館
		東住吉図書館
医療・福祉施設	医療施設	中野休日急病診療所
	福祉施設	東住吉区老人福祉センター
		東住吉区子ども・子育てプラザ
商業施設		駒川駅前商店街
		駒川商店街
公園・運動施設	公園	長居公園

4-2 生活関連経路設定

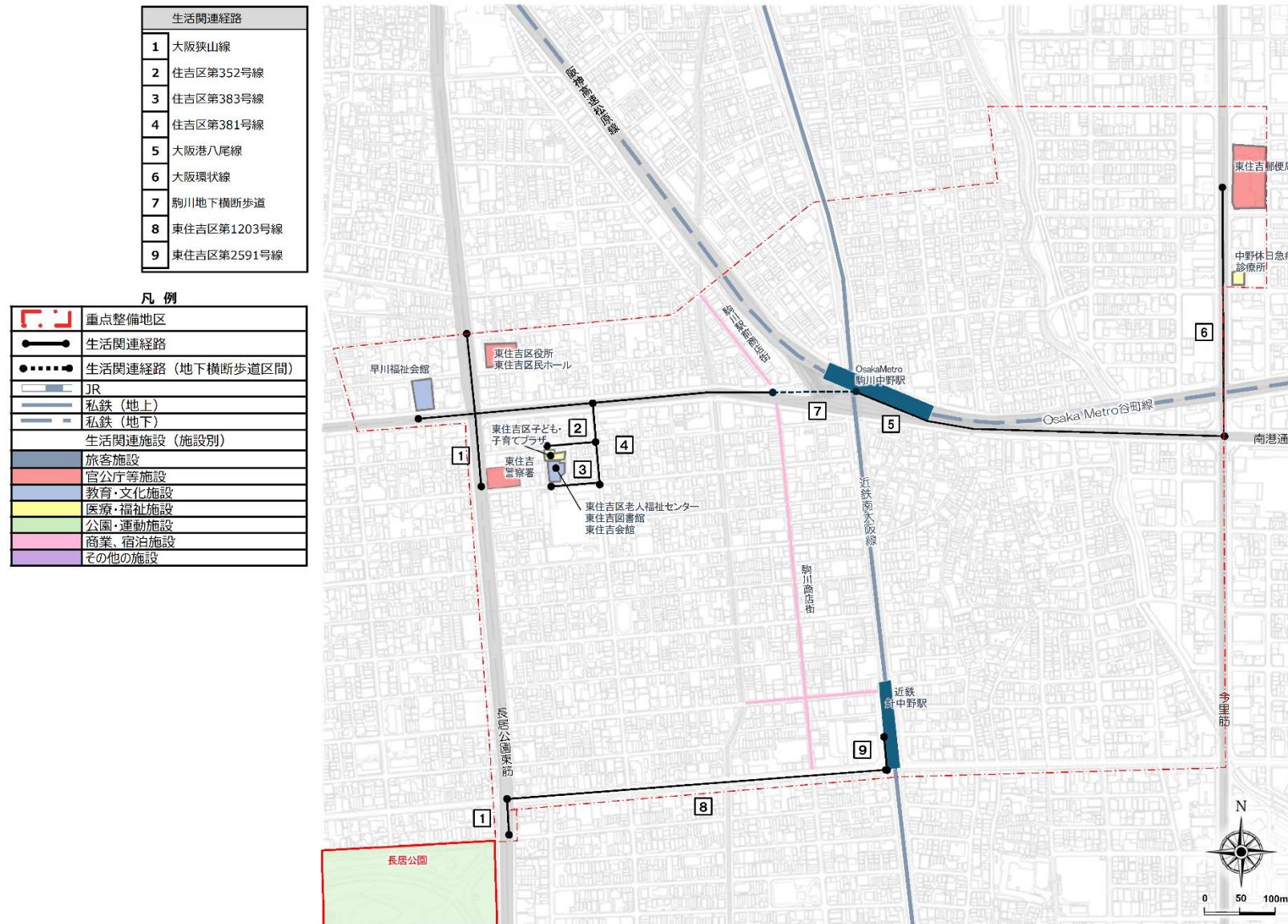
全地区共通の生活関連経路設定の考え方のうち、駒川中野地区では、(1)①が該当します。

生活関連経路

番号	路線名
1	大阪狭山線
2	住吉区第352号線
3	住吉区第383号線
4	住吉区第381号線
5	大阪港八尾線
6	大阪環状線
7	駒川地下横断歩道
8	東住吉区第1203号線
9	東住吉区第2591号線

【駒川中野地区】

4-3 地区における生活関連施設・経路図(経路図・一覧)



○整備等の内容（鉄道施設、道路・交差点等）

- ・ 基本構想骨子でまとめた整備等の内容について、鉄道施設は各地区の各駅（事業者）の「整備状況と主な整備内容」、「整備時期」、「区分」を作成し、道路・交差点は各地区の「区分」、「整備時期」、「関係者」を作成した。

[参考]整備区分と時期（基本構想骨子 P20）

整備区分は次のとおり。

整備区分	内容	備考
特定事業 ●	整備内容と完成時期を明確にして進める事業	特定事業として進捗管理する事業でかつ評価の対象
関連事業 ○	整備の具体化に向けて検討や関連機関との協議が必要となる事業	関連事業として定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外
維持更新	整備済であるが、維持管理時において補修・更新等の機会を捉えて整備を行う事業	必要に応じて実施状況の確認を行う
継続実施	現在でも対策を行っており、継続して実施する事業（主にソフト的な事業）	定期的に進捗の確認を行うが評価の対象外

整備時期は次のとおりです。

前期：令和13(2031)年までに整備

後期：令和18(2036)年までに整備（検討に時間を要するもの、構造の変更を伴い大規模改修等の時期を捉えて実施するもの）

※整備内容が同じであっても、各地区及び施設の状況により整備時期が異なる場合があります。

6地区共通の整備等の内容（鉄道施設）

<5-4-3 鉄道施設>

- ・ 14項目40の整備等の内容について、各駅の整備状況と主な整備内容等を地区毎に一覧で整理した。
- ・新たな整備等の内容について、整備状況と主な整備内容の概要、検討の方向性は次表のとおり。

● 第13回協議会で意見聴取する6地区の整備状況と主な整備内容の概要

(参考)6地区で17駅が対象

項目	項目番号	整備等の内容	整備状況と主な整備の内容の概要 (⇒検討の方向性)
2.音案内	2-1	エレベーターの到着する籠の昇降方向を知らせる設備の設置	整備済み16駅、検討中1駅
	2-2	エスカレーターの行き先及び昇降方向を知らせる設備の設置	整備済み8駅、一部整備済み3駅、検討中3駅、対象外3駅
	2-3	トイレの出入口付近において男女別等を知らせる案内装置の設置	整備済み15駅、検討中2駅
	2-4	ホーム上にある出入口に通ずる階段位置を知らせる案内装置の設置	整備済み7駅、一部整備済み1駅、検討中7駅、対象外2駅
3.案内・誘導	3-2	他施設及び他事業者・他路線への乗継ぎ経路等へのわかりやすい案内設備の設置の検討	整備済み17駅 17駅の整備状況(吊り表示、壁付け等)をP.70より記載。 ⇒「わかりやすい案内誘導」については引き続き協議会で検討する。
	3-3	移動等円滑化のための主要な設備(EV、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合室、案内所、休憩所)の付近への案内用図記号(ピクトグラム)の設置	整備済み17駅
	3-5	移動等円滑化のための主要な設備の配置を音、点字等により示す案内板等を設置し、当該設備の設置を音声等により知らせる案内設備の設置[対象: <u>無人駅、無人改札(時間帯無人含む)</u>]	整備済み8駅、検討中3駅、対象外6駅
	3-6	多機能式インターホンを設置し、当該設備の設置を文字及び音声等により知らせる案内設備の設置[対象: <u>無人駅、無人改札(時間帯無人含む)</u>]	整備済み6駅、一部整備済み1駅、検討中1駅、対象外9駅

4. 切符の購入	4-2	精算機の構造や仕様を、障がいのある方が使用できるものとするよう検討	整備済み 16 駅、対象外 1 駅 16 駅の整備状況(点字表記、音声案内、読み込み等)を P.70 より記載。 ⇒「障がい特性に応じた操作性を確保した券売機や精算機等の仕様」については引き続き協議会で検討する。
	4-3	障がいの特性に応じた操作性を確保し、遠隔対応型等、双方向のコミュニケーションが可能な仕様の券売機等の設置を検討	整備済み 16 駅、対象外 1 駅 16 駅の整備状況(みどりの窓口、有人窓口等)を P.70 より記載。 ⇒「双方向のコミュニケーション設備の仕様」について引き続き協議会で検討する。
6. エレベーター	6-3	ホームから公共用通路まで 2 以上の経路の検討[対象:大規模駅]	整備済み 7 駅、検討中 2 駅、対象外 8 駅 ⇒「迂回による過度な負担を生じさせない」という国的基本方針の趣旨を踏まえ、引き続き協議会で検討する。
	6-4	大型化等の検討	整備済み 4 駅、一部整備済み 1 駅、検討中 12 駅
8. ホームにおける列車の案内	8-2	プラットホーム床面等における、車両内の車椅子スペースに通じる乗降口の位置の表示	整備済み 10 駅、検討中 7 駅
9. 車両とホームとの隙間・段差	9-1	隙間・段差を縮小するためのホーム構造や車両構造の改良・整備に向けた検討	整備済み 7 駅、一部整備済み 1 駅、整備予定 前期 2 駅、検討中 7 駅
	9-2	構造上の理由によりプラットホームの縁端と鉄道車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔が大きい場合において、旅客に対しこれを警告するための設備等の設置	整備済み 2 駅、対象外 15 駅
10. ホームにおける安全対策	10-1	ホームドア又は可動式ホーム柵の設置	整備済み 10 駅、検討中 7 駅
11. トイレ	追加	バリアフリートイレへの大型ベッドの設置の検討	整備済み 3 駅、検討中 14 駅 ⇒「大型ベッドの設置位置や仕様」については、引き続き協議会で検討する。

11.トイレ	11-2	バリアフリートイレの機能の分散化の検討	整備済み 17 駅 17 駅の整備状況(一般トイレへの分散状況)を P.70 より記載。 ⇒「バリアフリートイレの機能分散化」については、引き続き協議会で検討する。
12.休憩設備	12-1	休憩設備を1以上設置	整備済み 17 駅
	追加	授乳室等やカームダウン/クールダウンスペースの設置の検討	検討中 17 駅
13.情報提供	13-1	ウェブアクセシビリティを確保したウェブサイト等による情報提供	各事業者の対応状況(音声読み上げ、文字サイズ切り替え等)を P.70 より記載。 ⇒「情報提供に関する手段や内容」については引き続き協議会で検討する。
	13-2	異常時における障がいの特性に応じた情報提供の手法の検討	各事業者の対応状況(情報案内ディスプレイ、構内放送等)を P.70 より記載。 ⇒「情報提供に関する手段や内容」については引き続き協議会で検討する。
	13-3	障がい等の特性に応じたコミュニケーション手法の活用や必要とする支援の提供	各事業者の対応状況(筆談器具、コミュニケーションボード等)を P.70 より記載。 ⇒「駅員の理解促進と接遇向上」については引き続き協議会で検討する。
14.心のバリアフリー※	14-1	一般利用者に高齢者、障がい者等への配慮を促す等、心のバリアフリーに関する広報・啓発活動の実施	各事業者の対応状況を P.77 で記載。
	14-2	職員への研修・教育の実施	
	14-3	地域や関係団体との連携による多様な障がいの特性や必要な配慮について理解するための取組の実施	

※:「教育啓発特定事業」として位置付ける

6地区共通の整備等の内容(道路・交差点等)

<5-6-3 道路・交差点等>

道路・交差点の主な整備等の内容については次のとおり。

○道路

[1.歩道の整備改良、2.視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、3.歩行空間の確保、4.歩行空間の整備]について実施する。

なお、道路の整備内容において生活関連経路であるが「1.歩道の整備改良」「2.視覚障がい者誘導用ブロックの敷設」が困難な経路について、安全かつ安心して通行できるよう、「3.歩行空間の確保」をどのように実施できるか検討していく。

また、横断歩道箇所等における車道との接続部の歩車道境界部の段差構造について、当事者も参加する検討の場において検討を進める。

○交差点[1.既設信号の改良・改善、2.横断歩道部への横断支援施設の開発導入]

- 各地区でご意見を伺いながら実現性も考慮し、特定事業化について検討する。

○心のバリアフリー[歩道上障害物や交通マナー向上に対する啓発活動]

- 心のバリアフリーに関する啓発活動の実施について、教育啓発特定事業として新たに設定した。

上記の道路・交差点等の主な整備内容のそれぞれの項目において、対象路線又は対象箇所、整備時期、区分、関係者等を整理し、P78 道路・交差点の整備等の内容(5-6-3 整備等の内容[抜粋])のとおりまとめている。